

多可町 高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度

平成30年3月



ごあいさつ

2000（平成 12）年 4 月にスタートした介護保険は、18 年間を経過し、大小の制度改正を重ねながら、高齢者を支える制度として定着してきました。

近年、少子高齢化とともに全国で人材不足が叫ばれ、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025（平成 37）年には、介護保険サービスの一層の充実を図らなければいけないはずが、逆にサービスの維持も難しくなっているのが現状です。その対応として全町をあげて、すべての主体が地域内における支援活動が出来る体制づくりのため、協議の場を設けることが喫緊の課題となっています。



多可町では、「みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念として第 5 期計画（平成 24 年～平成 26 年）より、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

地域生活を支えるため、身近な相談窓口としての機能を果たすとともに、高齢者支援活動の強化にも取り組んできたところですが、今後さらなる深化が求められているところです。

また、高齢者の健康を維持するためにも、活動の範囲を広げ、人との関わりを積極的に持つことも重要であるため、地域内における見守り支援や介護予防の教室などの充実をこれからも進めていかなければ行けません。平成 28 年の本町の平均寿命は、男性 79.4 歳、女性 86.7 歳、健康寿命は男性 65.3 歳、女性 66.9 歳となっており、男女ともは平均寿命、健康寿命ともに兵庫県の平均値と同じですが、さらに健康寿命を延伸することが今後安心して地域で暮らしていただけるものと考えています。

もともと地域コミュニティが維持されている多可町ですが、地域における活動も年々減少し、そのつながりが徐々にではありますが薄れてきていることもみなさん感じていただいていることと思います。平成 37 年には、本町の人口の 4 割以上も 65 歳以上、4 分の 1 以上が 75 歳以上となることが見込まれています。高齢者の皆様だけでなく、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく地域共生社会の実現に向けて「多可町高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定いたしました。本計画に基づき、関係機関の皆様の引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました当策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様並びに関係各位にこころからお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

多可町長 吉田 一 四

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 法的根拠.....	2
4 計画期間.....	2
5 計画の策定体制	3
(1) 多可町介護保険事業計画策定委員会における計画の審議・検討.....	3
(2) アンケート調査の実施	3
6 介護保険制度の改正内容	4
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	4
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	4
第2章 多可町の現状	5
1 多可町の人口	5
(1) 人口の推移	5
(2) 人口の推計	6
2 要介護認定等の状況.....	7
(1) 被保険者数の推移	7
(2) 認定者数の推計.....	8
3 日常生活圏域ニーズ調査の結果.....	9
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	9
(2) 在宅介護実態調査	16
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 基本方針.....	22
3 施策の体系.....	23
第4章 施策の詳細	26
1 元気な高齢者を増やすために	26
(1) 介護予防支援.....	26
(2) 社会交流・生きがい活動支援.....	30
(3) 健康支援	34
2 地域での生活を安心して送ることができるように	37
(1) 生活支援	37
(2) 家族介護支援.....	39
(3) 食の支援	41
(4) 住居支援	43
(5) 外出支援	45
(6) 見守り支援	48
(7) 在宅医療と介護の連携 【地域支援事業】	49
(8) 災害時における高齢者支援.....	50

3	自分らしくいきいきと暮らし続けられるように.....	51
	(1) 相談支援.....	51
	(2) 権利擁護.....	53
	(3) 認知症高齢者への支援.....	55
	(4) 経済的支援.....	60
4	高齢者を支える仕組みをより良いものにするために.....	61
	(1) 地域ケア会議 【地域支援事業】.....	61
	(2) 地域包括支援センターの機能強化 【地域支援事業】.....	62
	(3) 介護保険事業の円滑、適正な運営.....	63
	(4) 制度の周知.....	66
	(5) 苦情処理体制づくり.....	66
第5章	介護保険事業.....	67
1	日常生活圏域の設定.....	67
2	第7期計画における整備計画.....	68
3	介護保険サービスの現状と見込み.....	69
	(1) 居宅サービスの現状と見込み量.....	69
	(2) 地域密着型サービスの現状と見込み量.....	81
	(3) 施設サービスの現状と見込み量.....	86
	(4) 第7期計画における標準給付費の見込み.....	88
4	地域支援事業費の見込み.....	91
	(1) 地域支援事業の概要.....	91
	(2) 地域支援事業の事業規模.....	91
5	第1号被保険者の保険料.....	92
	(1) 介護保険料の財源構成.....	92
	(2) 保険料所得段階の設定の考え方.....	93
	(3) 介護保険料軽減制度の継続実施.....	94
	(4) 介護給付費準備基金の取り崩し.....	94
	(5) 第7期計画期間に必要な介護保険料の算出.....	95
	(6) 所得段階別保険料.....	97
	(7) 低所得者に対する配慮.....	98
第6章	計画の推進体制.....	99
1	計画の進行管理及び点検体制.....	99
2	地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会の設置.....	99
資料編	100
1	多可町介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	100
2	多可町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	102

今回の「元号改正」に伴い、本計画では便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降は新元号に読み替えていきます。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町の高齢化率は年々増加傾向にあり、平成25年には30%を超えるとともに、平成29年には34.1%となっています（住民基本台帳10月1日現在）。また、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年問題も差し迫ってきている状況の中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・充実が急務となっています。

また、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることが求められています。

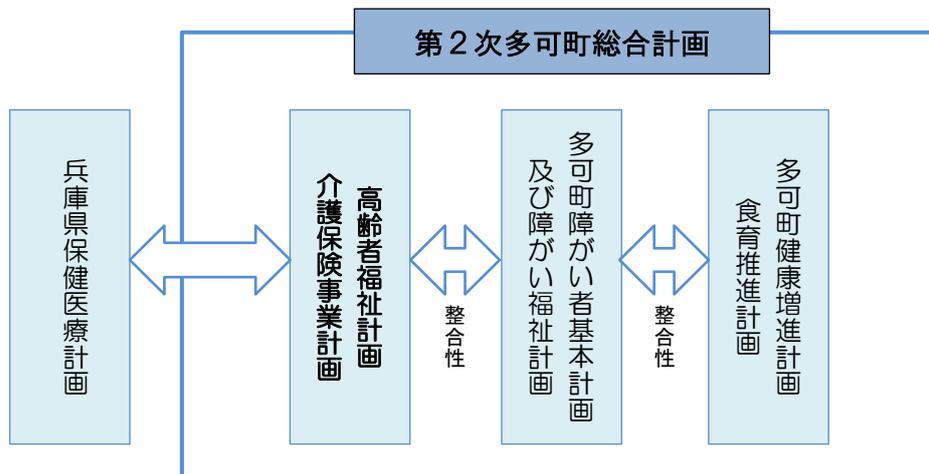
本町では、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」より、「みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念に、高齢者施策に取り組んできましたが、社会情勢の変化に対応した高齢者福祉施策と介護保険事業を推進するために、「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、本計画または第7期計画といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次多可町総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。

また、「多可町健康増進計画・食育推進計画」「多可町障がい者基本計画及び障がい福祉計画」等、保健福祉関連計画との整合性を図りつつ、高齢者介護のあり方や介護保険制度の利用に関する目標値（事業計画）等について見直しを行うものです。

さらに、兵庫県が策定する「兵庫県保健医療計画」など各分野の関連計画との整合・連携を図っています。



3 法的根拠

介護保険事業計画

介護保険法第 117 条

- 基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施
- 老人福祉計画と一体のものとして作成

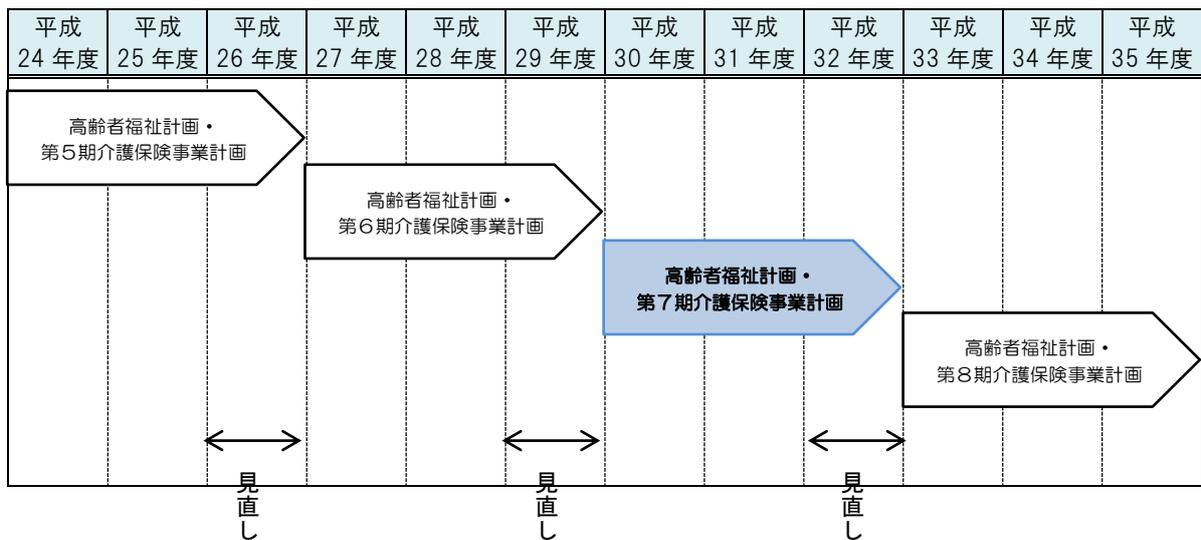
高齢者福祉計画

老人福祉法第 20 条の8

- 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保
- 介護保険事業計画と一体のものとして作成

4 計画期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間を計画の期間とします。



5 計画の策定体制

(1) 多可町介護保険事業計画策定委員会における計画の審議・検討

本計画の見直しにあたり、保健・医療・福祉の関係者及び学識経験者、各種団体関係者、住民の代表者等、幅広い分野から構成された介護保険事業計画策定委員会において審議を重ね、計画を策定しました。

協議会日程・協議事業

日程	協議事項
第1回 平成29年8月21日(月)	●高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について ●第6期事業計画の実績について
第2回 平成29年12月12日(火)	●アンケート結果について ●高齢者福祉事業・地域支援事業の方向性について
第3回 平成30年1月29日(月)	●第6期から第7期の人口推計と日常生活圏域の設定及び施設整備計画について ●第7期計画における低所得者に対する保険料軽減について ●第7期計画における給付推計と保険料について
第4回 平成30年2月21日(水)	●今後の高齢者福祉施策について

(2) アンケート調査の実施

地域の高齢者の生活状態から見た課題や介護・福祉サービスのニーズを把握し、計画に反映させるために、平成29年9～10月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」を実施しました。

6 介護保険制度の改正内容

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

<p>自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取り組みを進めることが必要である。 ●全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、 <ul style="list-style-type: none"> ①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載） ②適切な指標による実績評価 ③インセンティブの付与 <p>を法律により制度化されました。</p>
<p>新たな介護保険施設の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として「介護医療院」を創設する。 ●病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
<p>地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進</p>	<p>【我が事・丸ごと】の地域作り・包括的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記されました。 ●この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ・住民の身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制 ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 ●地域福祉計画の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野において共通事項を定め、上位計画として位置づける。 <p>【新たに共生型サービスを位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

<p>現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。を法律により制度化されました。
<p>介護納付金における総報酬割の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。 ●各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬割に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）。

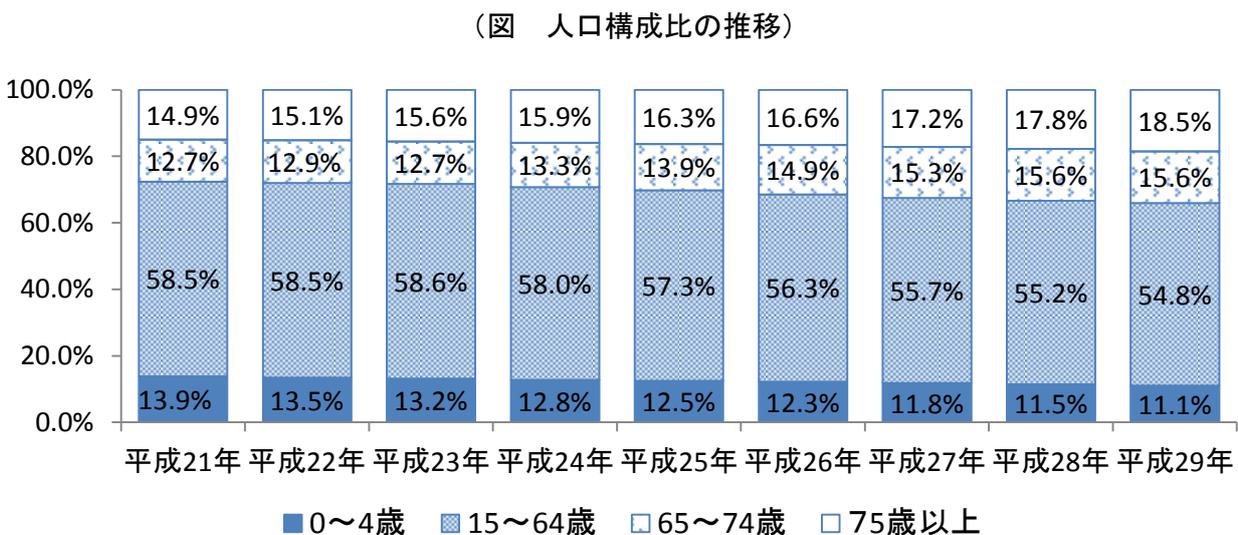
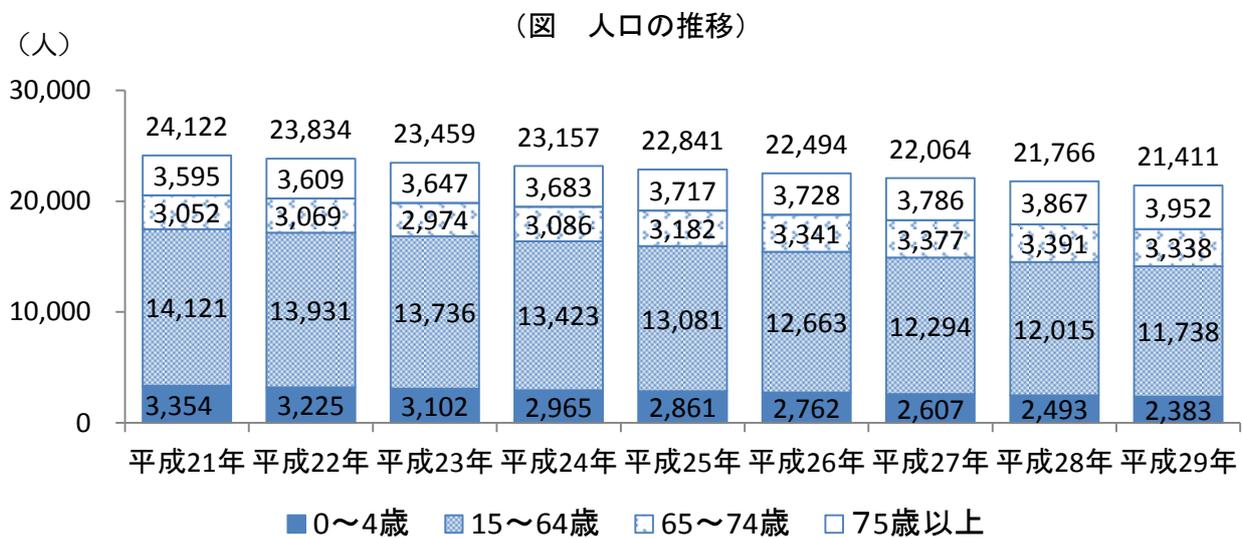
第2章 多可町の現状

1 多可町の人口

(1) 人口の推移

町の人口は年々減少しており、平成29年の人口は21,411人と、5年前の平成24年と比べて7.5%減少しています。

一方、高齢化率は年々上昇しています。平成25年には高齢化率が30%を超え、平成29年は34.0%という状況となっています。



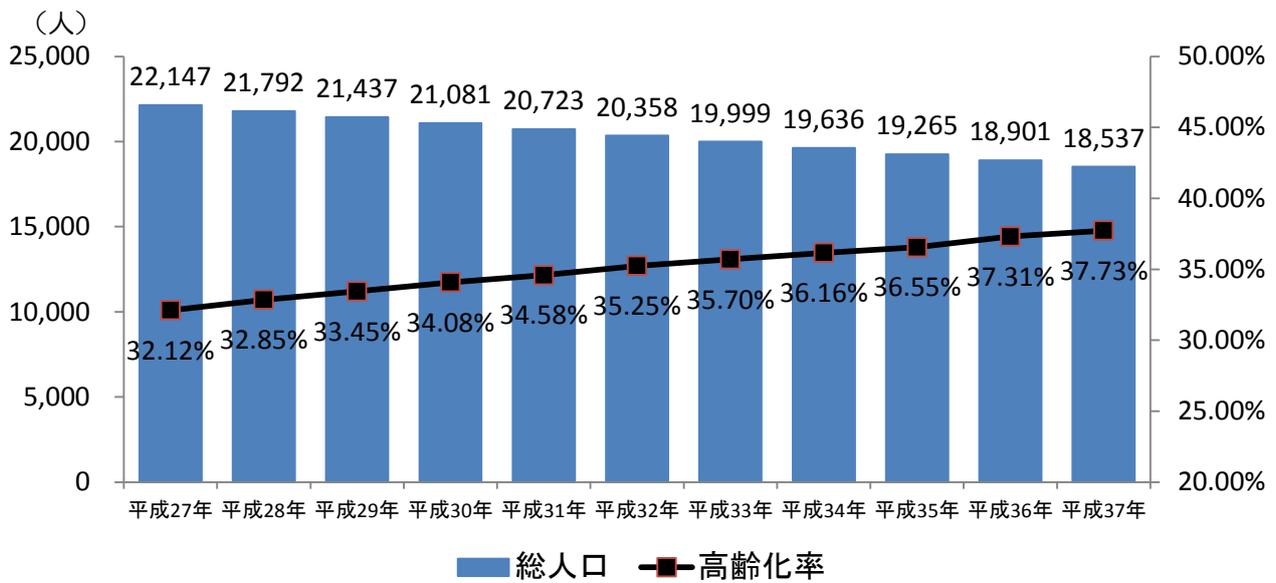
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(2) 人口の推計

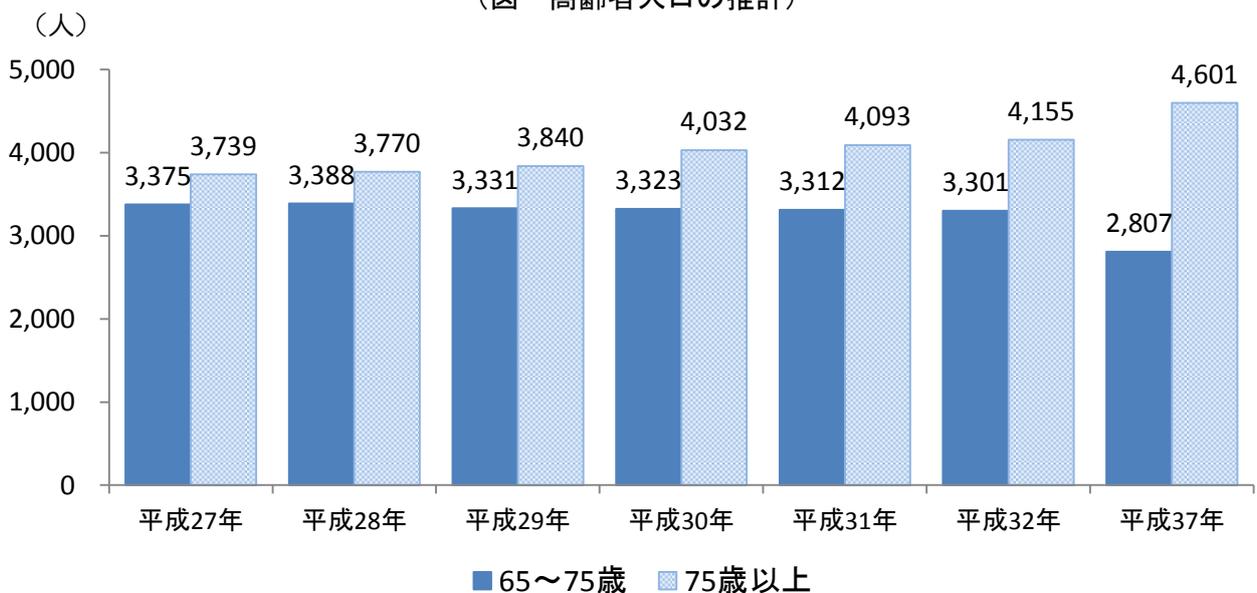
町の人口は今後も減少を続けることが予測されます。10年後の平成37年には、人口は2万人を大きく下回ると見込まれます。

一方、高齢化率は今後も上昇することが予測されますが、平成37年に向かって、65～74歳の前期高齢者が減少するのに対して、要介護認定率の高くなる75歳以上の後期高齢者は増加していくと見込まれます。

(図 人口および高齢化率の推計)



(図 高齢者人口の推計)



各年 10月1日推計

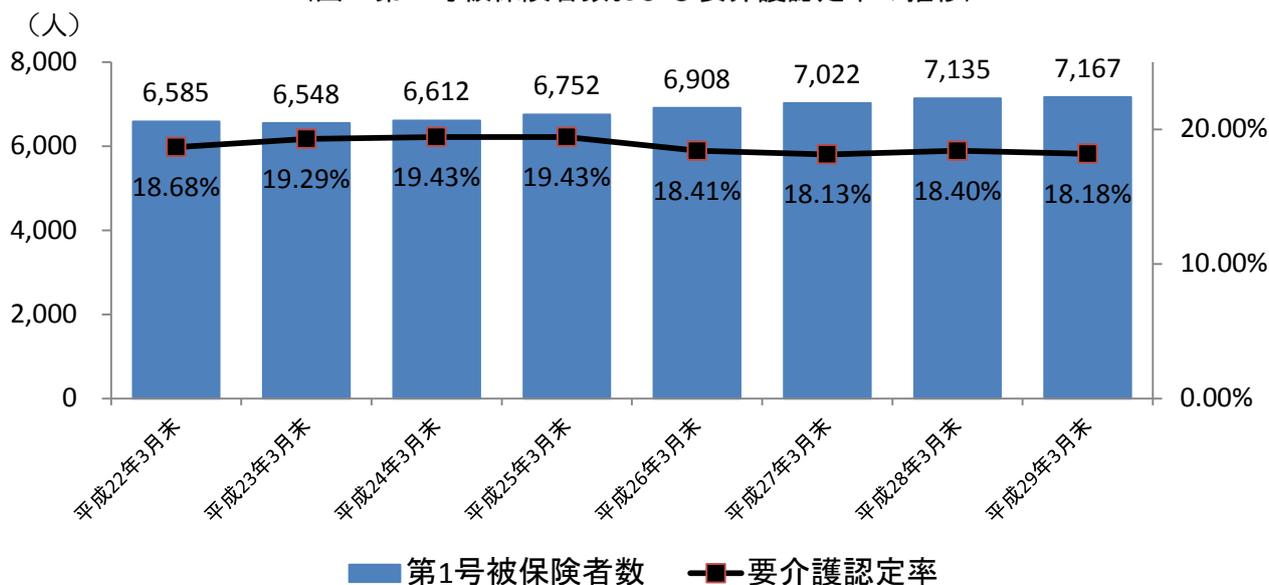
2 要介護認定等の状況

(1) 被保険者数の推移

町の第1号被保険者数は年々増加傾向にあります。

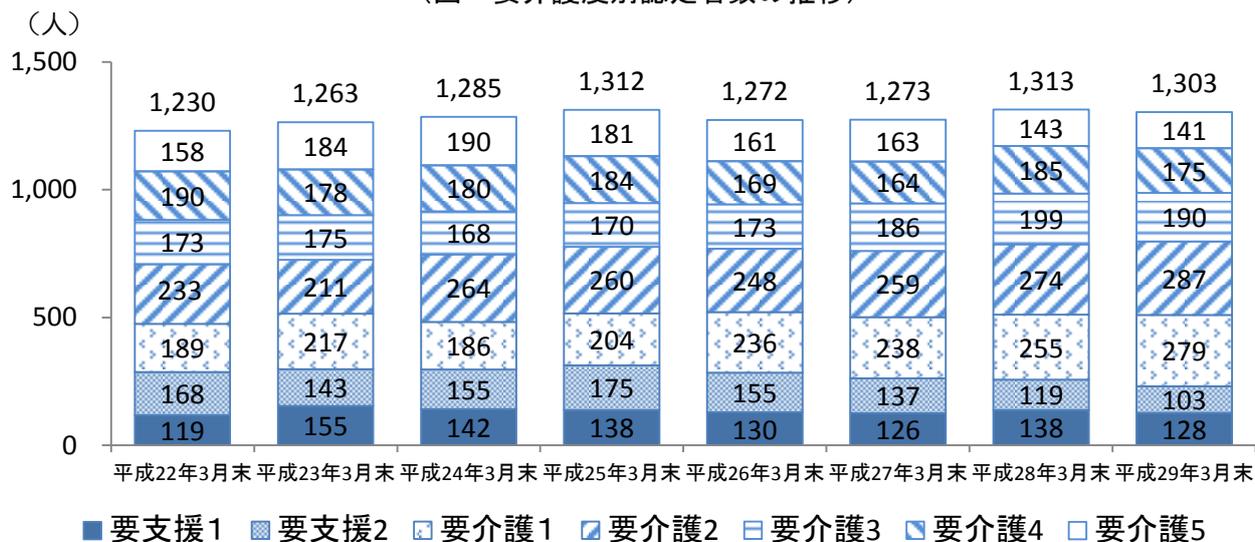
要介護認定率は年々増加していましたが、平成26年以降は横ばいで推移しています。

(図 第1号被保険者数および要介護認定率の推移)



資料：福祉課

(図 要介護度別認定者数の推移)

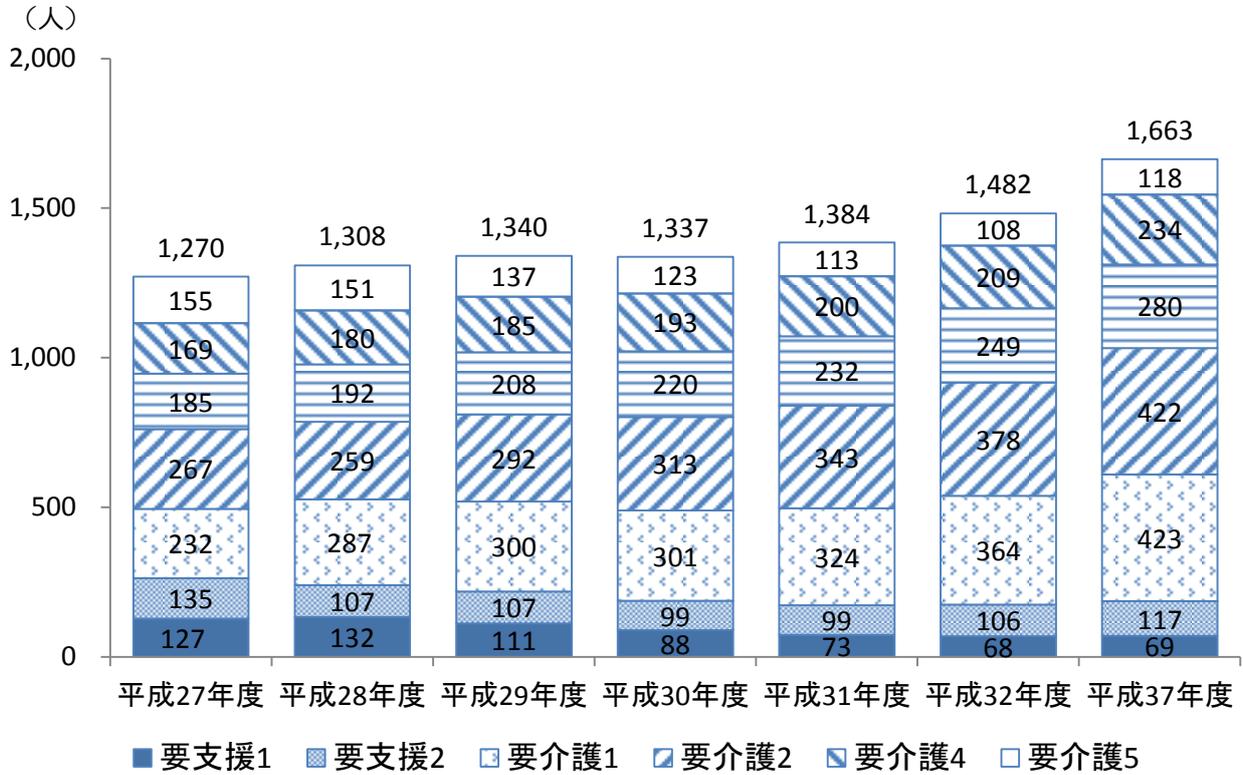


資料：福祉課

(2) 認定者数の推計

町の要介護認定者数は、平成 30 年度から増加することを見込んでいます。平成 37 年には、1,600 人を超える方が要介護認定を持つと予測されます。

(図 要介護度別認定者数の推計)



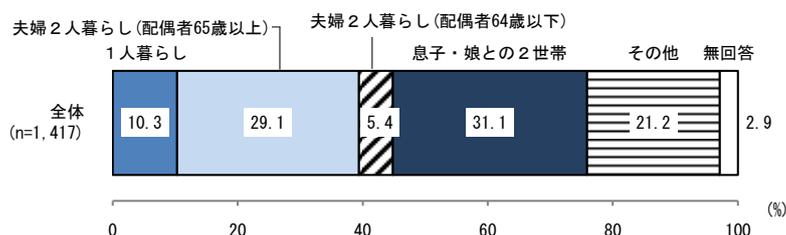
3 日常生活圏域ニーズ調査の結果

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 家族構成

「息子・娘との2世帯」と回答した割合が31.1%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」（29.1%）、「1人暮らし」（10.3%）の順となっています。

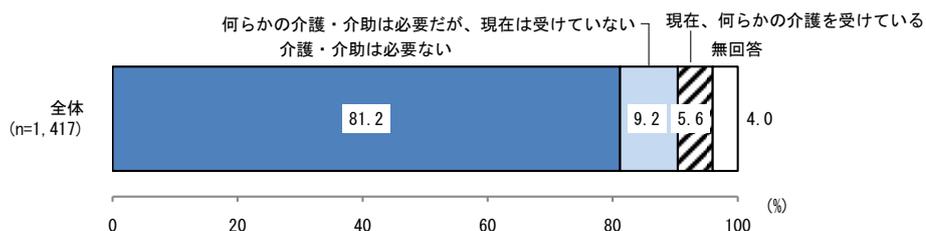
(図 家族構成)



② 普段の生活でどなたかの介護・介助が必要か

「介護・介助は必要ない」と回答した割合が81.2%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（9.2%）、「現在、何らかの介護を受けている」（5.6%）の順となっています。

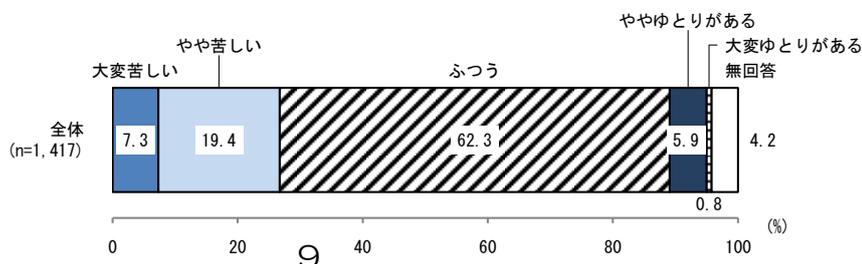
(図 普段の生活でどなたかの介護・介助が必要か)



③ 現在の暮らしの状況

「ふつう」と回答した割合が62.3%と最も高く、次いで「やや苦しい」（19.4%）、「大変苦しい」（7.3%）の順となっています。

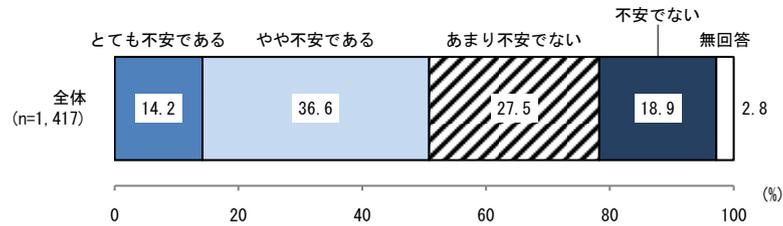
(図 現在の暮らしの状況)



④転倒に対する不安

「やや不安である」と回答した割合が36.6%と最も高く、次いで「あまり不安でない」(27.5%)、「不安でない」(18.9%)の順となっています。

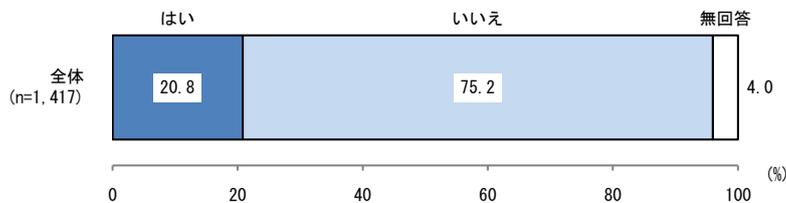
(図 転倒に対する不安)



⑤外出を控えているか

「はい」と回答した割合が20.8%、「いいえ」と回答した割合が75.2%となっています。

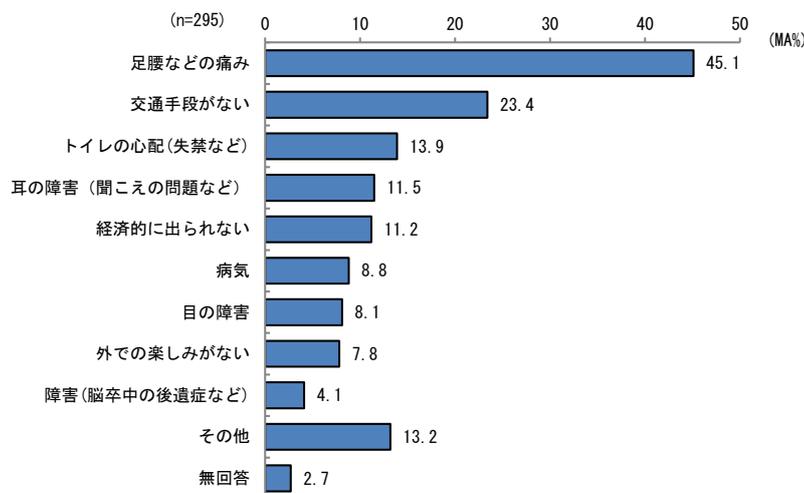
(図 外出を控えているか)



⑥外出を控えている理由

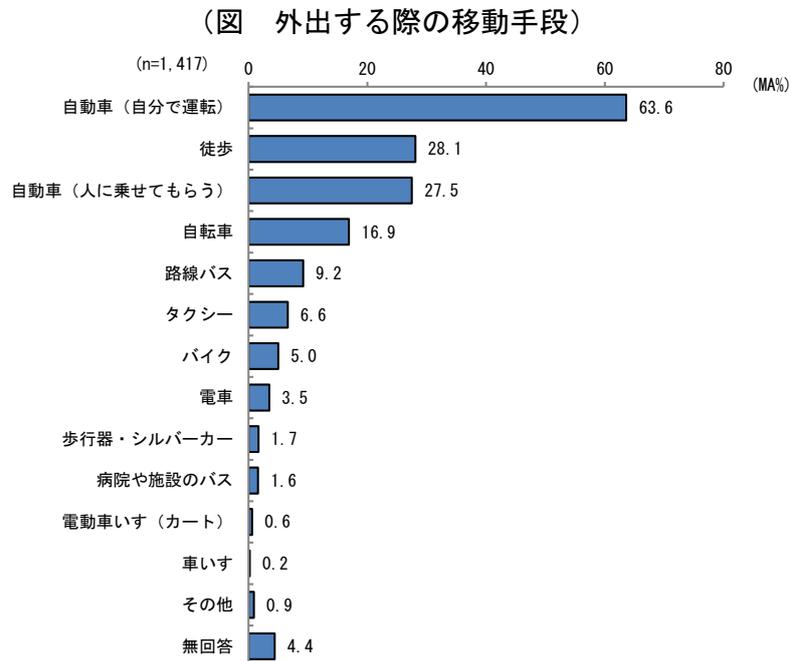
「足腰などの痛み」と回答した割合が45.1%と最も高く、次いで「交通手段がない」(23.4%)、「トイレの心配(失禁など)」(13.9%)の順となっています。

(図 外出を控えている理由)



⑦外出する際の移動手段

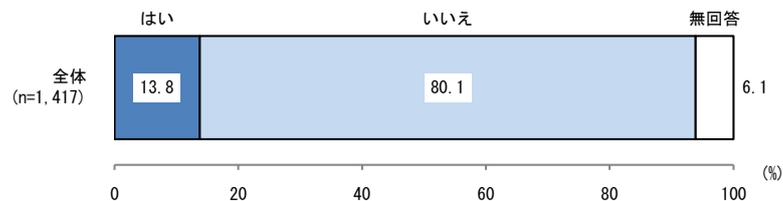
「自動車（自分で運転）」と回答した割合が 63.6%と最も高く、次いで「徒歩」（28.1%）、「自動車（人に乗せてもらう）」（27.5%）の順となっています。



⑧6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか

「はい」と回答した割合が 13.8%、「いいえ」と回答した割合が 80.1%となっています。

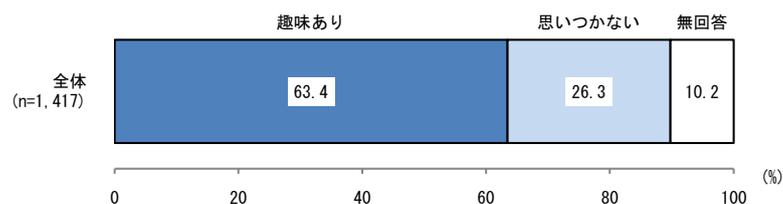
(図 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか)



⑨趣味はありますか

「趣味あり」と回答した割合が 63.4%、「思いつかない」と回答した割合が 26.3%となっています。

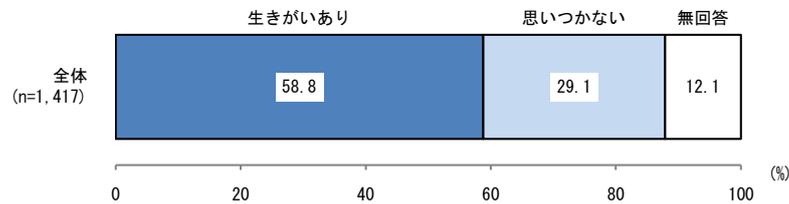
(図 趣味はありますか)



⑩生きがいはありますか

「生きがいあり」と回答した割合が58.8%、「思いつかない」と回答した割合が29.1%となっています。

(図 生きがいはありますか)

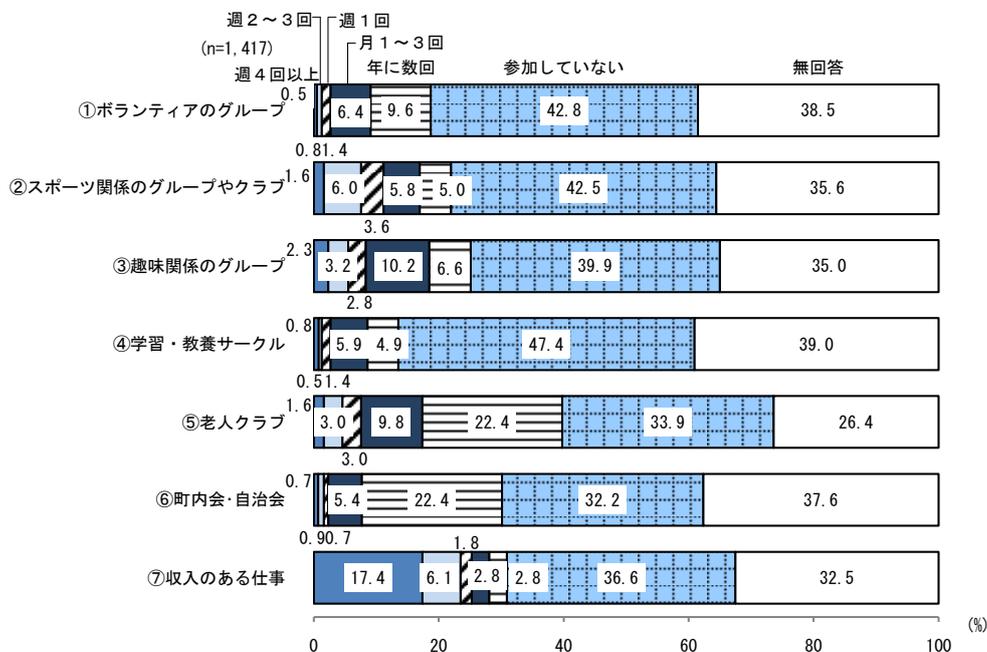


⑪会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

「参加していない」と回答した割合がすべての活動で最も高く、中でも④学習・教養サークルでは47.4%となっています。また、①ボランティアのグループ(9.6%)、⑤老人クラブ、⑥町内会・自治会(ともに22.4%)では「年に数回」が、②スポーツ関係のグループやクラブ(6.0%)では「週2～3回」が、③趣味関係のグループ(10.2%)、④学習・教養サークル(5.9%)では「月に1～3回」が、⑦収入のある仕事(17.4%)では「週4回以上」が高くなっています。

『参加している』(「週4回以上」+「週2～3回」+「週1回」+「月1～3回」+「年に数回」)をみると、⑥町内会・自治会が30.1%、⑦収入のある仕事が30.9%、⑤老人クラブが39.8%となっており、⑤老人クラブでは「参加していない」の32.2%よりも高くなっています。

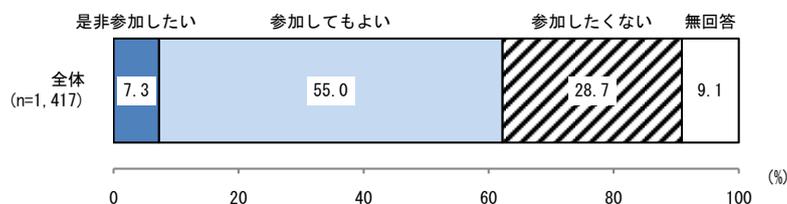
(図 会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか)



⑫地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

「参加してもよい」と回答した割合が 55.0%と最も高く、次いで「参加したくない」(28.7%)、「是非参加したい」(7.3%)の順となっています。

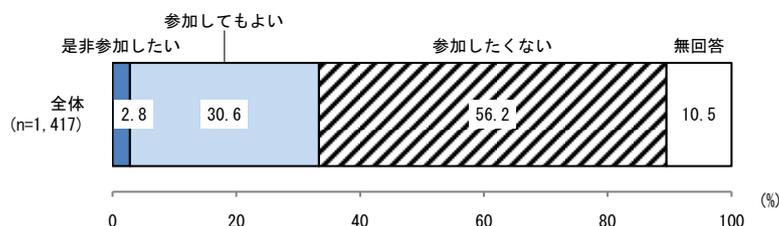
(図 参加者としての参加)



⑬地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか

「参加したくない」と回答した割合が 56.2%と最も高く、次いで「参加してもよい」(30.6%)、「是非参加したい」(2.8%)の順となっています。

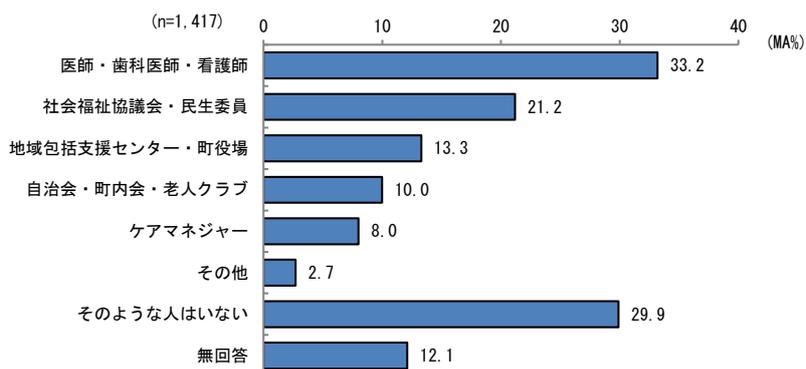
(図 企画・運営(お世話役)としての参加)



⑭家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

「医師・歯科医師・看護師」と回答した割合が 33.2%と最も高く、次いで「そのような人はいない」(29.9%)、「社会福祉協議会・民生委員」(21.2%)の順となっています。

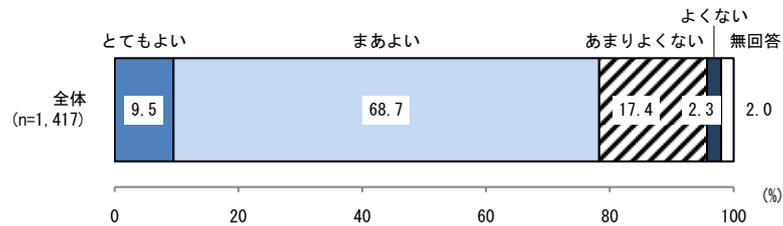
(図 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手)



⑮健康状態

「まあよい」と回答した割合が68.7%と最も高く、次いで「あまりよくない」(17.4%)、「とてもよい」(9.5%)の順となっています。

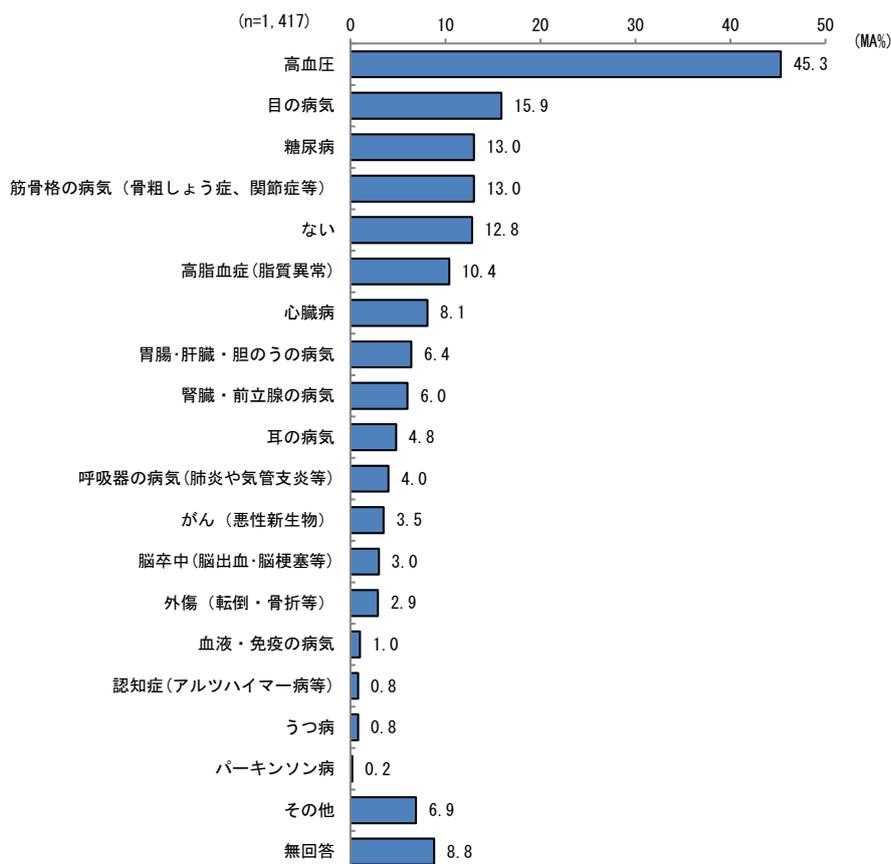
(図 健康状態)



⑯現在治療中、または後遺症のある病気

「高血圧」と回答した割合が45.3%と最も高く、次いで「目の病気」(15.9%)、「糖尿病」
「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(ともに13.0%)の順となっています。

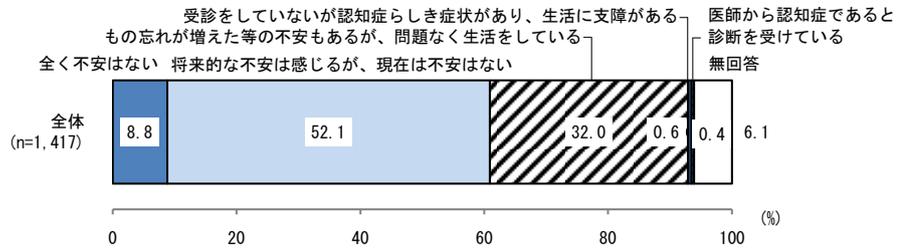
(図 現在治療中、または後遺症のある病気)



⑰ 普段の生活で、認知症に関して何らかの不安を感じることはありますか

「将来的な不安を感じるが、現在は不安はない」と回答した割合が 52.1%と最も高く、次いで「もの忘れが増えた等の不安もあるが、問題なく生活をしている」(32.0%)、「全く不安はない」(8.8%)の順となっています。

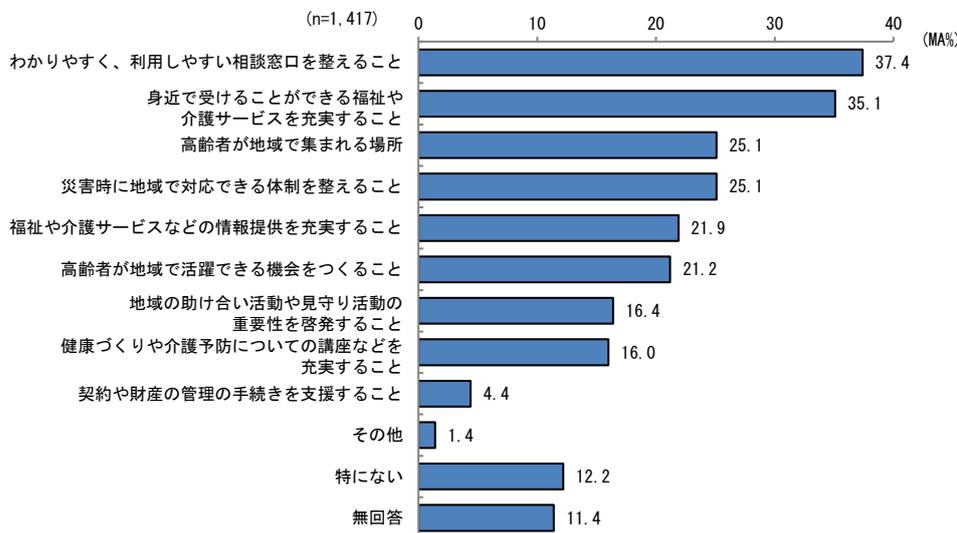
(図 普段の生活で、認知症に関して何らかの不安を感じることはありますか)



⑱ 高齢者が暮らしやすいまちをつくるため、行政（町）に今後どのようなことに重点的に取り組んでほしいか

「わかりやすく、利用しやすい相談窓口を整えること」と回答した割合が 37.4%と最も高く、次いで「身近で受けることができる福祉や介護サービスを充実すること」(35.1%)、「高齢者が地域で集まれる場所」「災害時に地域で対応できる体制を整えること」(ともに 25.1%)の順となっています。

(図 高齢者が暮らしやすいまちをつくるため、行政（町）に今後どのようなことに重点的に取り組んでほしいか)

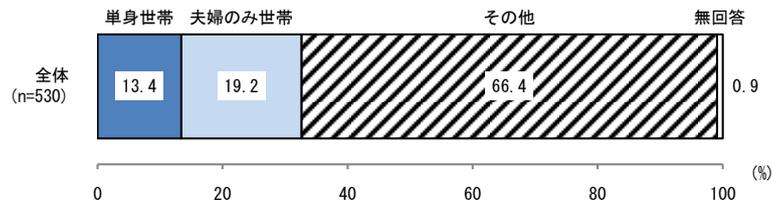


(2) 在宅介護実態調査

①世帯類型

「その他」と回答した割合が 66.4%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」(19.2%)、「単身世帯」(13.4%)の順となっています。

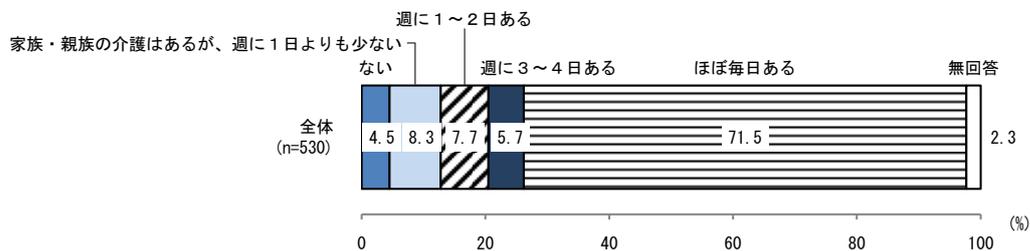
(図 世帯類型)



②ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか

「ほぼ毎日ある」と回答した割合が 71.5%と最も高く、次いで「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」(8.3%)、「週に1～2日ある」(7.7%)の順となっています。

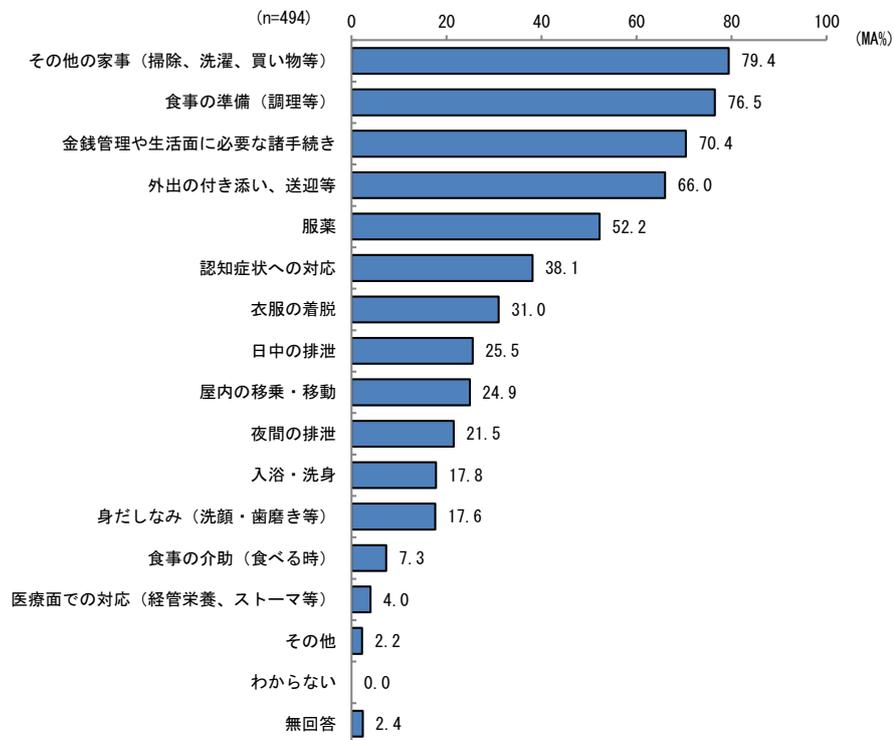
(図 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか)



③現在、主な介護者の方が行っている介護等

「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」と回答した割合が79.4%と最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」（76.5%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（70.4%）の順となっています。

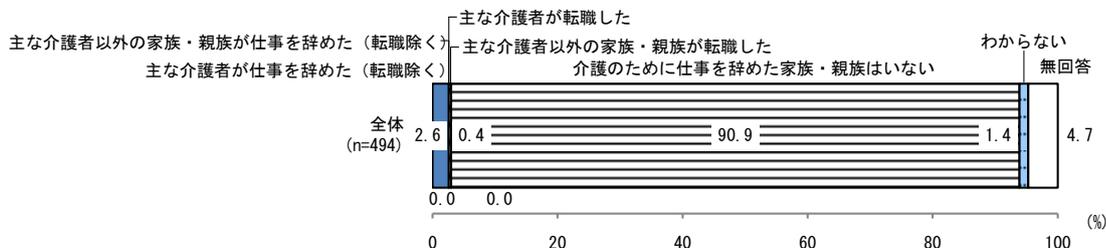
（図 現在、主な介護者の方が行っている介護等）



④ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答した割合が90.9%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」（2.6%）、「わからない」（1.4%）の順となっています。

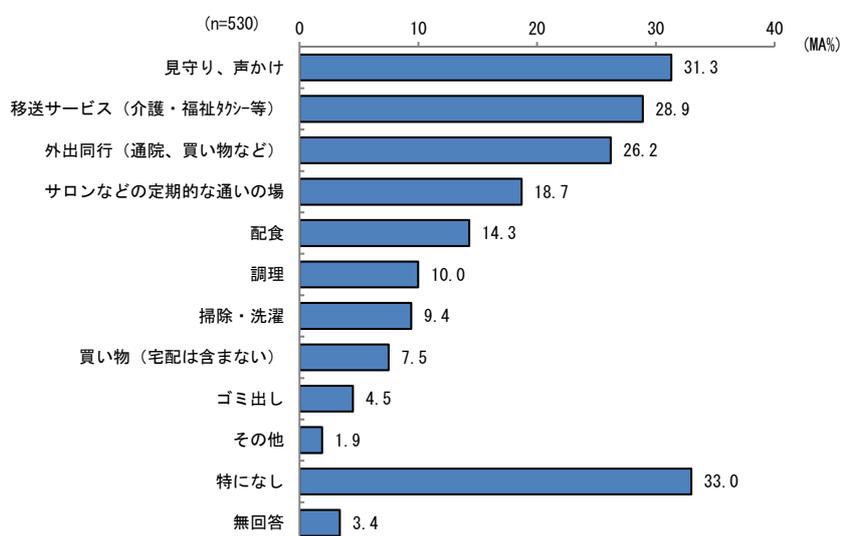
（図 ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか）



⑤今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）

「特になし」と回答した割合が33.0%と最も高く、次いで「見守り、声かけ」（31.3%）、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（28.9%）の順となっています。

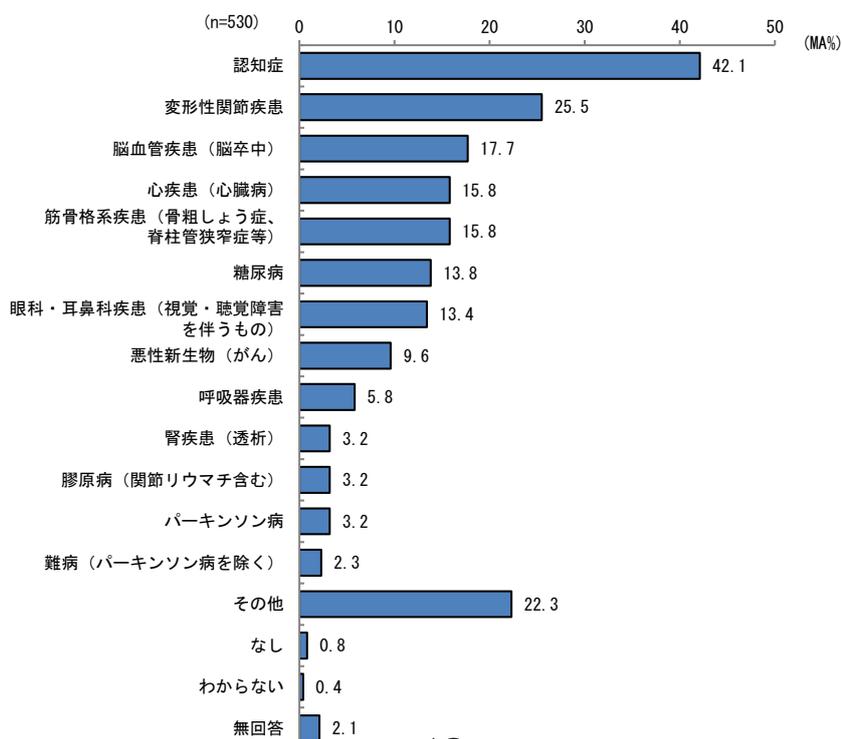
（図 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む））



⑥ご本人が、現在抱えている傷病

「認知症」と回答した割合が42.1%と最も高く、次いで「変形性関節疾患」（25.5%）、「脳血管疾患（脳卒中）」（17.7%）の順となっています。

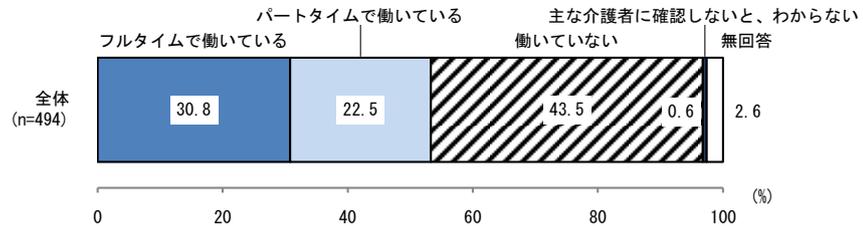
（図 ご本人が、現在抱えている傷病）



⑦主な介護者の方の現在の勤務形態

「働いていない」と回答した割合が 43.5%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」(30.8%)、「パートタイムで働いている」(22.5%) の順となっています。

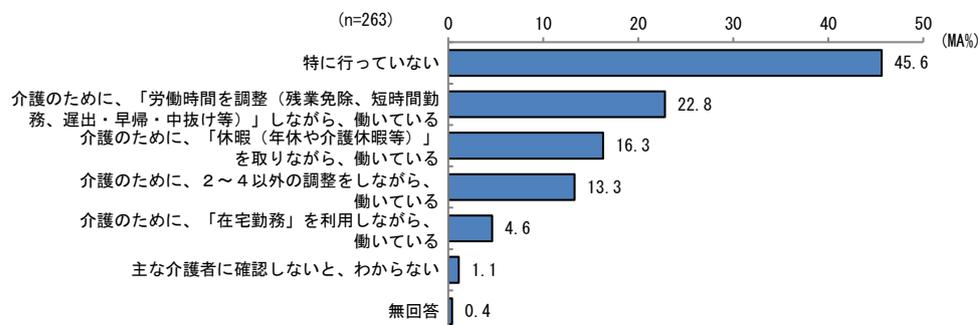
(図 主な介護者の方の現在の勤務形態)



⑧主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか

「特に行っていない」と回答した割合が 45.6%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」(22.8%)、「介護のために「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」(16.3%) の順となっています。

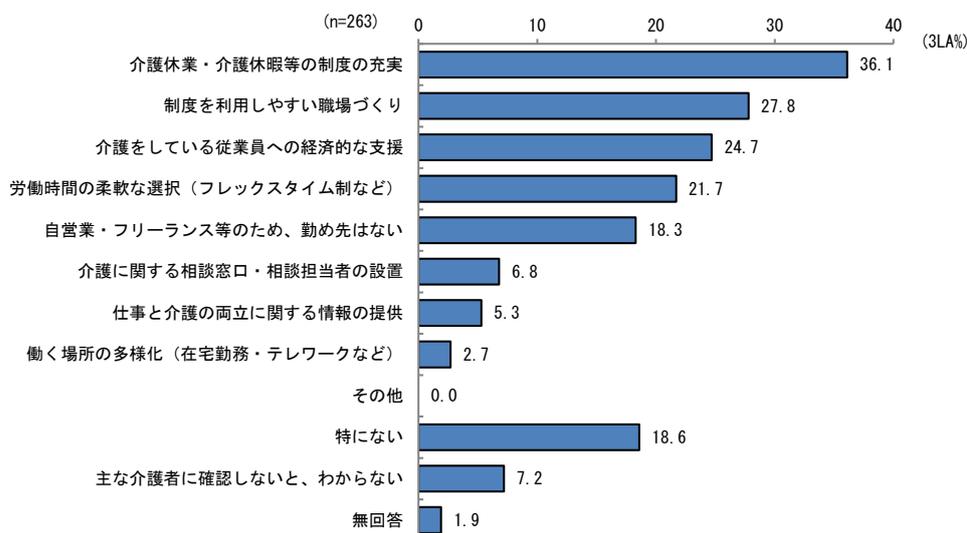
(図 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか)



⑨主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか

「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と回答した割合が36.1%と最も高く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」(27.8%)、「介護をしている従業員への経済的な支援」(24.7%)の順となっています。

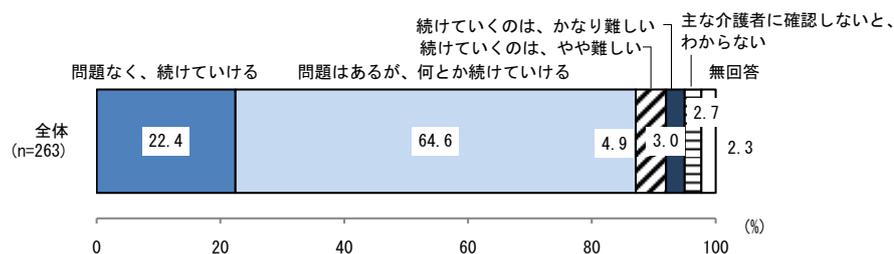
(図 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか)



⑩主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した割合が64.6%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」(22.4%)、「続けていくのは、やや難しい」(4.9%)の順となっています。

(図 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか)



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

多可町第2次総合計画では、基本理念として「天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可～人がたからのまち きらり輝く町～」が、まちづくりの基本姿勢として「私たちのまちは 私たち一人ひとりが創る」が掲げられており、4つある基本目標の1つとして「地域主体で支え合い、助け合う 健康で人にやさしいまち」を掲げ、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を送ることができるまちづくりを進めています。

高齢化率の上昇や世代間の価値観・考え方の多様化などにより、高齢者を身近に支え、また見守る人が減少している中、それぞれがお互いに思いやりのところをもって、共に支え合い、助け合いながら、いきいきと、そして安心して暮らし続けられるように、第6期計画の基本理念を踏襲し、本計画の基本理念を「みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」と定めます。

町では、基本理念を達成するため、「敬老の日発祥のまち」として、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を送ることができるまちづくりを行います。そのために、保健・医療・福祉等相互の連携強化を図りながら、要支援・要介護状態にならないよう、自発的な介護予防の取り組みを啓発し、介護が必要となったときも、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを利用しながら、地域で生活が送れるよう支援します。

みんなで支え合い、
安心して健やかに暮らせるまち

2 基本方針

基本理念に基づき、次の4つを基本方針として、様々な取り組みを進めていきます。

1 元気な高齢者を増やすために

健やかな生活を送ることができるように、心と身体の両方の健康増進や、要介護状態になることを防ぎ、重度化を防止する取り組みを進め、「健康寿命」の延伸に努めます。

健康づくりと介護予防・重度化防止を一体的に取り組み、高齢者の元気づくりを進め、一人ひとりが、生きがいを持ちながら暮らし、高齢者自身が地域の中で豊かな経験と知識を活かして積極的に社会参加していくことを支援します。

2 地域での生活を安心して送ることができるように

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、生活支援、食事、外出などの日常生活を支援することをはじめ、介護をする家族への支援や、高齢者の見守り、医療と介護の両方を必要とする人が在宅で安心して暮らせるための体制整備などに取り組みます。

また、住民主体による生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくりについても取り組みます。

3 自分らしくいきいきと暮らし続けられるように

困りごとや相談などに親身に対応できる体制の整備や、虐待等による高齢者に対する人権侵害を防止するため、地域の中での見守り支援をさらに充実していきます。今後、大幅な増加が見込まれる認知症高齢者への対応として、地域全体で支えていくため、認知症に対する広報・啓発活動に取り組むとともに、地域包括支援センターが中心となって認知症総合支援事業に取り組んでいきます。

4 高齢者を支える仕組みをより良いものにするために

高齢者を地域が一体となって支えていくための地域包括ケアシステムの深化に向け、地域包括支援センターの機能強化と体制整備を図り、地域ケア会議の推進や生活支援サービスの提供体制を多様な事業主体と連携しながら整備します。

3 施策の体系

1 元気な高齢者を増やすために

(1) 介護予防支援

①介護予防把握事業	地域支援事業
②筋力アップ教室（いきいき元気塾）	
③住民主体の通いの場（元気あっぱ広場）	
④リフレッシュ教室	
⑤介護予防デイ事業	
⑥生活管理指導短期宿泊事業	
⑦介護予防・日常生活支援総合事業	

(2) 社会交流・生きがい活動支援

①高齢者生きがいと健康づくり推進事業	地域支援事業
②生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）	高齢者福祉サービス
③敬老祝金支給事業	
④喜寿敬老会事業	
⑤単位敬老会事業費助成	
⑥町老人クラブ連合会助成事業・単位老人クラブ助成事業	社協福祉サービス
⑦ふれあいいきいきサロン	
⑧ふるさと創造大学、生涯大学「多可学園」	

(3) 健康支援

①高齢者インフルエンザ予防接種事業	高齢者福祉サービス
②高齢者肺炎球菌予防接種事業	
③町ぐるみ健診	健康づくり事業
④人間ドック助成	
⑤健康相談	
⑥こころの相談	

2 地域での生活を安心して送ることができるように

(1) 生活支援		
①高齢者軽度生活援助事業（ヘルパー事業）	高齢者福祉サービス	
②訪問理美容サービス事業		
③福祉機器の貸出事業（車いす・特殊ベッド等）	社協福祉サービス	
④布団丸洗いサービス		
(2) 家族介護支援		
①介護用品支給事業	地域支援事業	
②家族介護教室		
③家族介護手当		
④介護者の会	社協福祉サービス	
(3) 食の支援		
①地域生活自立支援（給食サービス）事業	地域支援事業	
②ふれあい給食	社協福祉サービス	
③民間事業者による支援の開拓	高齢者福祉サービス	
(4) 住居支援		
①住宅改修支援事業	地域支援事業	
②人生いきいき住宅助成事業	高齢者福祉サービス	
③養護老人ホーム入所措置		
(5) 外出支援		
①福祉タクシー券交付事業	高齢者福祉サービス	
②外出支援サービス事業		
③のぎくバス	地域公共交通対策事業	
④福祉車両の貸出事業	社協福祉サービス	
⑤買い物ツアー事業		
(6) 見守り支援		
①高齢者安心見守り体制整備事業	地域支援事業	
②在宅介護支援センター（ランチ）による訪問		
③民生委員・民生協力員による訪問活動	社会福祉事業	
(7) 在宅医療と介護の連携	地域支援事業	
(8) 災害時における高齢者支援		

3 自分らしくいきいきと暮らし続けられるように

(1) 相談支援		
①地域包括支援センターの運営	地域支援事業	
②関係機関が連携した相談体制の充実		
(2) 権利擁護		
①成年後見制度利用支援事業	地域支援事業	
②高齢者虐待防止研修会		
③高齢者虐待相談		
④日常生活自立支援事業	社協福祉サービス	
(3) 認知症高齢者への支援		
①認知症サポーター養成	地域支援事業	
②あんしんはーとねっと事業		
③認知症予防講演会・相談会の開催		
④認知症ケアネットの作成・普及		
⑤認知症地域支援推進員の設置		
⑥認知症初期集中支援チームの設置		
⑦若年性認知症の人への支援		
(4) 経済的支援		
①水道料金・下水道等使用料助成事業	高齢者福祉サービス	
②社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業		

4 高齢者を支える仕組みをより良いものにするために

(1) 地域ケア会議	地域支援事業
(2) 地域包括支援センターの機能強化	地域支援事業
(3) 介護保険事業の円滑、適正な運営	
①介護給付等費用適正化事業	地域支援事業
②サービス事業者への助言及び指導・監査	
③近隣市町との連携	
④ケアマネジャーの育成、資質向上	
(4) 制度の周知	
(5) 苦情処理体制づくり	

第4章 施策の詳細

1 元気な高齢者を増やすために

(1) 介護予防支援

①介護予防把握事業 【地域支援事業】

要介護・要支援状態となることの予防、要介護状態の軽減、悪化の防止を目的として実施する介護予防事業の対象者を選別するため、生活機能に関する状態をチェックし、対象者を選定する事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活機能評価実施者数	1,534 人	1,519 人	1,286 人
対象者発生数	647 人	647 人	467 人

今後の方針

引き続き、基本チェックリストによる介護予防対象者の選定を行い、介護予防への取り組みや生活支援が必要な方の把握に努めるとともに、短期集中 C を含む総合事業の実施に向け、利用認定への手法を確立します。

②筋力アップ教室（いきいき元気塾） 【地域支援事業】

対象者の選定方法を見直し、チェックリスト該当者の内、新規対象者を対象に実施しました。また、自宅や地域でできる運動講座として、内容を見直しながら実施しました。平成 28 年度から 3 回から 2 回へと回数を減らし、地域で実施可能な講座へとメニューの見直しを図りました。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数	71 人	48 人	43 人
延べ参加者数	680 人	467 人	445 人

今後の方針

チェックリストにて把握した介護予防対象者を対象に、1 クールは運動教室として実施します。

また、教室対応型から個人対応型へ切りかえ、介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中 C を月単位で実施（1 クール 3 か月を限度に実施）します。

③住民主体の通いの場（元気あっぷ広場） 【地域支援事業】

高齢者の誰もが継続して介護予防に取り組むには、容易に通える範囲に体操等を行う通いの場があることが重要です。地域の中で出来ることでお互いを意識し、見守りや声かけができることで、住民主体の地域づくりへとつながっていくものと考えられます。

筋力の維持・向上に効果のある「いきいき百歳体操」を週1回取り組む通いの場づくりを集落単位に支援し、地域内での介護予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施個所数	—	0 力所	9 力所
参加者数	—	—	223 人

今後の方針

集落単位の立ち上げと継続に対し、専門職や介護予防生活支援サポーターによる支援と体力測定など個人の評価を実施しながら、介護予防による地域づくりにつなげます。

目標値	現在値	平成 32 年度
短期集中	0 人／月	5 人／月
元気あっぷ広場	9 力所	25 力所

④リフレッシュ教室 【地域支援事業】

生活機能が低下した対象者等を対象として外出や交流の機会を提供することによって、認知機能の活性化や閉じこもり防止のための教室を開催しています。

外出や交流の場としての役割に加え、専門職がしっかりと関わることで認知症及び閉じこもり防止教室として機能しています。また、適切な対象者の選定が行える効果的な教室となっており、利用者にとっても参加しやすい教室です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数	13 人	13 人	16 人
延べ参加者数	141 人	89 人	150 人

今後の方針

認知症チェックリスト及びタッチパネルにて認知症予備軍に該当された方を対象に、介護予防事業として事業を継続実施します（1会場 12 回コース 週1回3か月間）。

目標値	現在値	平成 32 年度
参加者数	16 人	50 人

⑤介護予防デイ事業 【地域支援事業】

要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象として、閉じこもり防止や心身の維持向上のためにデイサービスを提供しています。

平成29年度から総合事業へ移行しましたが、住民主体の集いの場の創設には時間を要する状況であり、社会福祉協議会が実施する「サロン」や地域包括支援センターが進める健康体操の「元気あっぴ広場」など集落で複数の開催は難しい状況です。

住民主体の集いの場の設置を集落向けに周知していますが、集落内で気軽に集まれる場所が創設されるまでは、閉じこもり防止のためにも継続することが必要です。

事業実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ参加者数	1,969人	1,963人	2,000人

今後の方針

介護予防デイ事業の中で、機能回復を目指す場と切り替えていただくよう事業所と調整を図り、可能な限り地域での開催が継続できるような支援を様々な主体へ要請をしていきます。

目標値	現在値	平成32年度
出前講座の実施	0カ所	15カ所

⑥生活管理指導短期宿泊事業

社会適応が困難な高齢者に対して、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業です。

事業実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	2人	1人	0人
利用日数	16日	24日	0日

今後の方針

引き続き継続し、入院、入所への適切なサービス導入を進めます。

⑦介護予防・日常生活支援総合事業 【地域支援事業】

これまで実施してきた介護予防事業は、介護保険制度の改正によって介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）へと移行され、主に元気な高齢者を対象とした「一次予防事業」と、要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象とした「二次予防事業」に分かれていた事業の区別がなくなり、高齢者に広くアプローチする事業へと再編されました。

加えて、介護予防給付でサービス提供していた要支援1・2の方への通所介護及び訪問介護も総合事業へと移行し、総合事業の中の「介護予防・生活支援サービス事業」によってサービス提供されることとなりました。

町では、住民主体のサービスを立ち上げるため、平成28年度に介護予防サポーター養成講座を実施するとともに、平成29年度には兵庫県が提示した標準カリキュラムに介護予防の面も加えた内容で介護予防生活支援サポーター養成講座へと内容を変更し、継続して実施してきました。

さらに、地域で立ち上がっている元気あっぷ広場への支援など、講座を受講された方のグループ化や今後の支援について調整していますが、サポーターのグループ化から新たなサービスの創出にはつながっていない現状があります。

今後の方針

- アセスメントの中で、5週目が必要なのか、その理由を明確にして必要があれば5週目に対し、月包括単位の導入を検討します。
- 健康講座、介護予防講座、教室などでも住民主体のサービスの必要性について説明します。あわせて、サポーター養成講座への受講へと導きます。

目標値	現在値	平成32年度
その他生活支援サービスの創設	0	7
元気あっぷ広場	9カ所	25カ所
参加者数	223人	600人

(2) 社会交流・生きがい活動支援

①高齢者生きがいと健康づくり推進事業 【地域支援事業】

高齢者の豊かな経験と知識及び技能を活かして社会参加を促すことにより、生きがいづくり、健康づくりを推進する事業です。多可町老人クラブ連合会に委託をし、事業を実施してきました。

平成 29 年度からは、社会福祉協議会が実施するサロンの拡充や元気あっぴ広場へと事業の展開を切り替えて実施しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	62 クラブ	62 クラブ	廃止
会員数	4,311 人	4,232 人	

②生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス） 【高齢者福祉サービス】

在宅で生活している 65 歳以上の比較的元気な高齢者（原則として要介護認定を受けていない方）を対象に、定期的に老人福祉センターにおいて介護予防事業の実施や趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供し、閉じこもり状態の解消や心身機能の維持向上を図る事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生きがいデイ、地域介護予防講座の延べ参加者数	5,308 人	4,000 人	4,000 人

今後の方針

住民主体の通いの場の立ち上げ支援を実施します。支援内容として、町、地域包括支援センター、日本赤十字病院、社会福祉協議会が連携し、集落において「いきいき百歳体操」を基本とした週 1 回集う場の開設により、地域の中で体力測定や健康教育等を行います。

目標値	現在値	平成 32 年度
参加者数	223 人	高齢者人口の 1 割以上
開設場所	9 カ所	25 カ所

③敬老祝金支給事業 【高齢者福祉サービス】

町内最高齢者、満 100 歳、米寿迎えた方を対象として長寿を祝福し、敬老祝金を支給する事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
祝・最高齢者	1 人	0 人	1 人
祝・満 100 歳	4 人	5 人	9 人
祝・米寿	164 人	163 人	193 人

今後の方針

町内最高齢者、満 100 歳、米寿を迎えた方を対象として長寿を祝福し、敬老祝金を支給する事業として継続します。また、対象者が近年増加していることから、支給方法の見直しについて検討します。

目標値	現在値	平成 32 年度
参加者数	全対象者への支給	全対象者への支給

④喜寿敬老会事業 【高齢者福祉サービス】

永年にわたり地域の発展に貢献されてきた高齢者へ敬意と感謝の意を表す喜寿敬老会を毎年 9 月 15 日に開催し、長寿をお祝いする事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
喜寿対象者数	278 人	307 人	312 人
出席者数	118 人	136 人	146 人
参加率	42.44%	44.30%	46.79%

今後の方針

どの世代でも敬老思想を継続的に維持できるよう「敬老の日発祥の町 多可町」をより効果的に PR していきます。

目標値	現在値	平成 32 年度
参加率	46.8%	50.0%

⑤単位敬老会事業費助成 【高齢者福祉サービス】

永年にわたり地域の発展に貢献されてきた高齢者の長寿をお祝いする事業として、各地区が主催する敬老会の開催費用の一部を助成することにより、地域の福祉活動の推進を図る事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数	4,073 人	4,180 人	4,229 人

今後の方針

地域の福祉活動の推進に向けて、事業を継続します。
商品券等の配布、合同開催等地区によって様々な工夫が成されていますが、課題点もあります。より良きものが形となるよう検討を重ねていきます。

⑥町老人クラブ連合会助成事業・単位老人クラブ助成事業 【高齢者福祉サービス】

老後の生活を健全で豊かなものとするため、町老人クラブ連合会、各地区老人クラブが実施する事業運営費の一部を助成し、元気で活動していただくことを支援することにより、高齢者福祉の推進を図る事業です。

会員の高齢化や加入者の減少により、社会奉仕活動を継続することが困難になっていることが課題となっています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	62 クラブ	62 クラブ	61 クラブ
会員数	4,311 人	4,232 人	4,139 人

今後の方針

社会奉仕活動や高齢者教養のみならず、地域見守り活動や健康体操による健康増進活動に重点を置くなど、高齢である会員が負担にならない活動を継続してもらうことができる工夫を図ります。

目標値	現在値	平成 32 年度
クラブ数	61 クラブ	62 クラブ
会員数	4,139 人	4,200 人

⑦ふれあいいいききサロン 【社協福祉サービス】

ふれあいいいききサロンは、地域住民が中心となり、公民館などの近くの集会所を利用して誰もが気軽に集える場を作り、地域での孤立や引きこもりを防いだり、世代を超えたふれあいの中で仲間づくりを行ったりするサロンで、町社会福祉協議会が実施しています。

スタッフの研修会やレクリエーション遊具の貸し出し、各種相談支援を行い、多くの地域でサロンが開催できるよう努めるとともに、サロンスタッフのためのサロンを開催するなど気軽に情報交換をする場も設けました。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施数	40 力所	42 力所	45 力所

今後の方針

健康増進を図ることを目的に健康体操の普及にも努めます。また、週 1 回の元気あつぷとの連携も含め、地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携も行います。

目標値	現在値	平成 32 年度
サロン数	45 力所	48 力所

⑧ふるさと創造大学、生涯大学「多可学園」 【生きがいつくり事業】

ふるさと創造大学は、住民自らが企画し、運営していくというスタイルのもと、文化・交流・環境・健康・福祉など、さまざまな生活創造課題に取り組み、自由な発想と楽しい雰囲気の中で学習を目指しています。

生涯大学は、概ね 60 歳以上の高齢者が生きがいをもち、心豊かに充実した生活を送るために、年間を通して継続的な学習ができる講座を開催しています。

今後の方針

住民自らが企画し、運営するスタイルを継続しながらも、多可町として超高齢社会を支えていくために、すべての世代に対して支え手であることの意識付けを行い、その上で地域でのリーダーとなっただけの方を養成する「住民学校」を開講します。

また、運営主体も NPO 等を中心に運営委員会を立ち上げることで、住民の意識改革へとつなげます。

(3) 健康支援

①高齢者インフルエンザ予防接種事業 【高齢者福祉サービス】

インフルエンザにかかった場合、肺炎などの合併症を起こす確率が高く、死に至ることもあることから、65歳以上の高齢者を対象として発病防止や重症化防止に有効なインフルエンザ予防接種費用を助成する事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数	7,261 人	7,261 人	7,326 人
助成者数	4,487 人	4,683 人	4,542 人
接種率	61.78%	64.50%	62.00%

今後の方針

肺炎等のリスクを軽減させるためにも、接種勧奨を行います。
また、未接種者に対して、かかりつけ医や介護サービス事業者等の協力を得て、個別勧奨を実施します。

目標値	現在値（平成 28 年度）	平成 32 年度
接種率	64.7%	70.0%

②高齢者肺炎球菌予防接種事業 【高齢者福祉サービス】

肺炎球菌感染症は頻度が高く重症化しやすい感染症であることから、定期予防接種と65歳以上の高齢者で基礎疾患のある人を対象とする任意予防接種があり肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の一部を助成する事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数	1,518 人	1,574 人	1,567 人
接種者数	595 人	548 人	502 人
接種率	46.20%	34.80%	32.04%

今後の方針

現状の費用助成を維持しながら個人勧奨通知を行うなど、さらなる接種勧奨に努めます。また、接種機会を逃した人に対して、任意接種への助成を継続するとともに、医療機関や介護サービス事業所の協力を得て個別勧奨を実施します。

目標値	現在値（平成 28 年度）	平成 32 年度
接種率	34.3%	50.0%

③町ぐるみ健診 【健康づくり事業】

健康をおびやかす生活習慣病は、自覚症状がなく自分では気付かないうちに進行しているものが多くあります。町ぐるみ健診は、自らの健康管理の機会として「病気を見つけるため」だけでなく、「今の生活習慣を見直し、将来、病気にかかる可能性を低くする」という重要な目的があり、そのための定期的な健診の場を提供する事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受診者数（高齢者）	1,827 人	1,817 人	1,865 人

今後の方針

生活習慣病をはじめとする症状については、かかりつけ医が把握されていることが多いことから、医師会への協力要請を図るとともに、後期高齢者については、集団健診から個別検診へと見直しを図ります。

また、認知症検診を後期高齢者となる前年に実施することで、早期発見につなげます。

④人間ドック助成 【健康づくり事業】

町ぐるみ健診、事業所健診等を受診できていない多可町国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている満 35 歳以上の方を対象として人間ドック受診費用の一部を助成（他の助成制度がある場合を除く）する事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成者数	58 人	69 人	56 人

今後の方針

現状の費用助成を維持するとともに、広報での周知を図ります。

目標値	現在値（平成 28 年度）	平成 32 年度
国保加入者	56 人	60 人
後期高齢者医療加入者	13 人	30 人

⑤健康相談 【健康づくり事業】

保健師、栄養士による血圧測定や体脂肪測定、尿検査のほか、生活習慣や栄養面の指導を目的とした健康相談を実施する事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	26 回	75 回	70 回
延べ参加者数	97 人	1,119 人	900 人

今後の方針

生活習慣病の予防をはじめ、高齢者の健康管理の支援として継続します。
また、元気あっぴ広場や地域で実施する介護予防講座への専門職の派遣など高齢者の健康管理の支援を継続して行います。

目標値	現在値（平成 28 年度）	平成 32 年度
定例健康相談・栄養相談、メンタルヘルス相談、出前健康講座等実施回数	211 回	70 回
同延べ参加者数	11,899 人	10,000 人
うち高齢者参加者数	1,119 人	1,000 人

⑥こころの相談 【健康づくり事業】

こころの健康や病気、抱えられている悩みについて心理カウンセラーによる個別相談（予約制）を実施する事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	18 回	18 回	18 回
延べ相談者数（高齢者）	22 人	10 人	8 人

今後の方針

心の健康づくり対策として、事業を継続します。

目標値	現在値（平成 28 年度）	平成 32 年度
実施回数	18 回	18 回
延べ参加者数	63 人	72 人
うち高齢者参加者数	10 人	12 人

2 地域での生活を安心して送ることができるように

(1) 生活支援

①高齢者軽度生活援助事業（ヘルパー派遣） 【高齢者福祉サービス】

要介護認定で自立と判定された概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者世帯で日常生活を送るのに何らかの支障がある人を対象として生活援助員を派遣し、掃除や食事、洗濯等の日常生活上の援助を行い、高齢者の自立と生活の質の確保を図る事業です。

継続的な利用者については、ADL を確認しながら、総合事業への移行を協議しながら事業継続を実施しています。また、以前からの利用者については、利用時間は横ばいとなっています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	10 人	7 人	4 人
延べ利用件数	177 件	181 件	116 件
訪問時間数	173 時間	180 時間	130 時間

※利用料は 1 時間につき 200 円

今後の方針

一時的なサービスとして、継続の必要性はありますが、NPO や住民主体サービスを充実させることで、総合事業の緩和サービスへ移行させることを検討します。

②訪問理美容サービス事業 【高齢者福祉サービス】

理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者（要介護 4・5）等を対象として、理容師・美容師が対象者宅を訪問し、理髪サービスを実施することにより快適な生活の確保と衛生の保持を図る事業です。

事業者との連携により理容サービスを提供している病院や施設もあり、事業の利用者は 0 人となっています。また、契約事業者（理容組合・美容組合加入事業者）は減少傾向にあります。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者実数	0 人	0 人	0 人
利用件数	0 件	0 件	0 件

※助成額は 1 回につき 2,500 円（年間 6 回まで）

今後の方針

第 6 期計画期間中の利用は見込めませんが、事業を継続して高齢者の QOL（生活の質）を高める事業として、第 7 期も継続しながら制度の改廃を検討します。

③福祉機器の貸出事業（車いす・特殊ベッド等） 【社協福祉サービス】

在宅で介護を要する高齢者や身体障がい者等に対して、福祉機器を無料で貸し出し、在宅での療養生活の利便を図る事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護用ベッド	5 件	5 件	1 件
車いす	64 件	78 件	50 件
その他	5 件	0 件	2 件

今後の方針

介護サービス、障害サービスが優先されており、ベッドについては数件程度の利用となっています。在宅での療養生活の利便性を図る上で、事業は継続します。

④布団丸洗いサービス 【社協福祉サービス】

快適で衛生的な生活を支援するために、75 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等に対し、ふとんの丸洗いサービスを提供する事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	70 人	72 人	66 人

今後の方針

今後の高齢化の推移や制度改正により、これまで以上に地域で生活される高齢者が増えていくことが予想されることから、在宅生活を支える上で、事業は継続します。

目標値	現在値	平成 32 年度
件数	66 件	100 件

(2) 家族介護支援

①介護用品支給事業 【地域支援事業】

要介護4・5の在宅高齢者を介護している世帯の家族に対して、紙おむつ・尿取りパット等の介護用品を支給することにより家族の経済的負担を軽減する事業です。

平成19年度より所得制限基準を撤廃して支給事業に取り組んでいます。

事業実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給実人数 (年度途中開始、終了者を含む)	121人	158人	120人
支給延べ件数	927件	666件	700件

今後の方針

今後も在宅介護の増加が見込まれ、要介護度の高い高齢者を介護する家族を経済的に支援するため、事業を継続します。

平成26年度において実施していた事業について、継続が認められている事業で、今後は保険料を財源とする特別給付事業への移行も検討する必要があります。

②家族介護教室 【地域支援事業】

高齢者を介護している家族等に対して教室を開催し、介護方法や予防、介護技術の習得、心のケアについて総合的な相談・支援を行います。

事業実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ参加者数	205人	205人	200人

今後の方針

家族だけでは対応できないケースが増加しているため、地域ぐるみでの解決を目指すためにも、地域で見守る体制づくりへとシフトさせるとともに、介護や障がいの専門職のサービスを有効に活用しながら地域生活の継続を支援します。

目標値	現在値	平成32年度
参加者数	200人	250人

③家族介護手当 【地域支援事業】

要介護4・5の高齢者を、介護保険サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対して、経済的負担を軽減するため手当を支給しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給者数	0 人	0 人	0 人

今後の方針

支給者は少ないですが、要介護度の高い高齢者を介護する家族を経済的に支援するために、事業を継続します。

④介護者の会 【社協福祉サービス】

高齢者を介護している家族や以前介護されていた方が会員となり、介護に関する悩みや体験を話し合ったり、心身のリフレッシュを図ることを目的とした活動の場を支援し、また介護者の会としての活動や介護に役立つ情報を「介護者だより」として、町内の介護者に配布しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
「多可町介護者の会」会員数	27 人	21 人	20 人

今後の方針

介護者同士の交流の場として、たくさんの会員が入会していただけるよう、より良い介護の継続がなされるよう町社会福祉協議会と連携しながら支援をしていきます。

目標値	現在値	平成 32 年度
介護者の会の開催回数	12 回	12 回

(3) 食の支援

①地域生活自立支援（給食サービス）事業 【地域支援事業】

調理が困難な高齢者に対して、居宅に訪問してバランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善及び健康増進を図るとともに配食を通して高齢者の安否を確認し、対象者の安心感につながるとともに、自立生活を支援する事業です。

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加がみられることから、これまでの区別事業所だけでなく、地域の事業所へも協力をお願いし、地域での見守りへとつなげていけるよう調理と配送を同一事業所での実施に向けて調整しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	64 人	45 人	39 人

今後の方針

事業者が多く参画していただけることで、地域での見守り意識の向上と、地産地消による地域振興にもつながります。

今後、利用者負担について軽減制度を検討するとともに、他の事業所も参加していただけるよう、引き続き調整を図ります。

②ふれあい給食 【社協福祉サービス】

調理が困難な高齢者や障がい者に、週1回（木曜日）定期的に栄養バランスのとれた食事を配食する事業で、町社会福祉協議会が実施しています。見守りを通して地域とのつながりを深めることで、自立生活の支援にもつながっています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ配食数	4,669 食	4,647 食	4,300 食

今後の方針

地域内の見守り事業としての役割が民生児童委員や協力委員だけでなく、地域住民が参画していただけるよう周知を図ります。

また、年間を通しての配達が必要であり、ボランティアの育成も進めるとともに、栄養士の関与も検討します。

③民間事業者による支援の開拓 【高齢者福祉サービス】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中、見守りを兼ねた「毎日給食」や「ふれあい給食」といった食の支援に加えて、栄養バランスや療養食に対応した食事の提供が可能な民間事業者を開拓し、サービスの充実を図ります。

第6期計画期間中には、調理配送を一体化したサービスとして事業者への協力要請を行い、3事業所の参画を得て、6カ所での実施が可能となり、配送範囲の中では独自での契約も可能となりました。

今後の方針

配送エリアの限定も含め、民間事業者でできること、地域住民に協力いただくことが、介護、障がいなどの福祉の現場で専門職がより必要な方へ充実したサービスを提供できることにもつながります。

そのため、引き続き、地域の支え合い活動の必要性に関する周知を図ります。

(4) 住居支援

①住宅改修支援事業 【地域支援事業】

居住する住宅の改修を希望する高齢者に対して建築士、理学療法士等を派遣し、高齢者の身体状況にあった的確な改修の助言、指導を行う事業です。また、要介護状態にある高齢者でケアマネジャーが決定していない者を対象として、住宅改修の申請時に必要な理由書の作成料を助成しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談員派遣実績	19 件／延べ 19 人	15 件／延べ 15 人	11 件／延べ 11 人
理由書作成	16 件	11 件	10 件

今後の方針

住み慣れた自宅を心身の状態に合わせて機能的に改修することで、高齢者が在宅生活を続けられるよう、事業を継続します。

また、自宅での生活をする上で、自立支援、重度化防止の観点から、本人のできることを継続するための点検を実施します。

②人生いきいき住宅助成事業 【高齢者福祉サービス】

日常生活に介助を要する高齢者及び障害手帳所持者等が住み慣れた住宅で安心して生活が送れるように、高齢者等の利用に配慮した浴室やトイレ等の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

- ・住宅改造一般型…65 歳以上高齢者又は障害手帳所持者のいる世帯で、バリアフリー改造
- ・住宅改造特別型…要介護認定者又は障害手帳所持者のいる世帯で、身体の状態に適した改造
- ・増改築型…一般型、特別型の対象世帯でバリアフリー改造等に増改築を伴う場合（併用可）

事業実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改造一般型	件数	5 件	6 件	9 件
	金額	833,000 円	934,000 円	1,524,000 円
住宅改造特別型	件数	14 件	9 件	2 件
	金額	2,429,000 円	1,957,000 円	339,000 円
増改築型	件数	12 件	14 件	11 件
	金額	1,475,000 円	1,654,000 円	1,262,000 円

今後の方針

住み慣れた自宅を心身の状態に合わせて機能的に改修することで、高齢者等が在宅生活を続けられるよう、事業を継続します。

③養護老人ホーム入所措置 【高齢者福祉サービス】

65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所措置し、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練を行います。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
被措置者数（年度末）	10 人	10 人	8 人

今後の方針

年金の受給資格要件の短縮など、制度の見直しがされてはいるものの、経済的理由により居宅において養護を受けることができない方に対し重要な施設であるため、引き続き、関係機関と連携しながら入所措置は継続します。

(5) 外出支援

①福祉タクシー券交付事業 【高齢者福祉サービス】

75歳以上の高齢者、要介護・要支援認定者、身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A・B1所持者、精神保健福祉手帳1～3級所持者に対して年間24枚のタクシー券を交付し、通院等の外出の利便を図るため利用料を助成する事業です。

平成21年までは初乗り料金を助成していましたが、平成22年度より500円券を24枚助成することに見直しを行った結果、利便性が向上し利用枚数が増加しました。また、さらなる利便性向上に向けて、平成26年度より1乗車あたりの利用枚数制限を撤廃しました。

さらに、従来の対象者から平成28年度には65歳以上の運転免許返納者も対象として追加し、高齢者の生活支援として助成対象を拡大しました。

事業実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付者数	1,153人	1,143人	1,126人
利用枚数	19,224枚	18,520枚	18,000枚

※1枚につき500円の助成

※交付を受けるには1,000円の自己負担が必要

今後の方針

地域により、利用の有効性が異なるのが現状です。また、エリアについて、他市町間でも事業に対する同意と契約により利用は可能ですが、送迎路線の有効性を考えると困難な現状にあります。

地域公共交通の路線の見直しによる内容を精査するとともに、認知症高齢者の免許返納の促進を周知するためにも、さらに、デマンドタクシー等の公共交通施策での代替施策を実施することにより、本助成事業について見直すことも検討します。

②外出支援サービス事業 【高齢者福祉サービス】

肢体不自由等の理由で、一般の交通手段を利用することが困難な概ね 65 歳以上の高齢者等を対象として、車いすが積載可能な移送用車両により医療機関等への送迎を行い、高齢者の外出の手助けや家族介護者の負担の軽減を図る事業です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	74 人	72 人	48 人
利用件数（町内）	541 件	350 件	360 件
利用件数（町外）	902 件	899 件	950 件

※通院利用の場合は、町内 1 回（往復）100 円、町外（近隣市町に限る）1 回（往復）200 円の利用者負担

※1 名につき、週 2 回を限度として利用可能

今後の方針

交通弱者であり、近隣に支援ができる家族などがいない人の通院や買い物支援が必要であり、ボランティアの活用による事業展開や住民主体型サービスとしての事業展開を検討します。

③のぎくバス 【地域公共交通対策事業】

コミュニティバスであるのぎくバスは、町内を巡回するものと、多可町から西脇市まで直行するものがあります。ともに平日のみ運行しています。

今後の方針

地域公共交通全体の問題として、路線バス、のぎくバス、タクシーなど、すべての交通機関を有効に組み合わせる必要があり、公共交通、住民主体型サービスなど様々な施策を効果的に展開できるよう検討を行います。

④福祉車両の貸出事業 【社協福祉サービス】

車イス・ストレッチャーを使用しないと外出できない人で、家庭において運転できる家族がある方を対象に、車イス等が積載可能な車を貸し出す事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	55 人	44 人	28 人
利用件数（町内）	113 件	116 件	80 件
利用件数（町外）	69 件	62 件	60 件

⑤買い物ツアー事業 【社協福祉サービス】

普段外出しにくい、概ね 75 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、区ごとに毎月 1 回、町内での買い物のための外出を支援する事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

区ごとの月 1 回の買い物ツアーは普段外出しにくい高齢者にとって、交流と外出機会のある場として開催されています。また、年 1 回は 3 区合同の町外ツアーも実施しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	46 人	46 人	45 人
実施回数	59 回	59 回	60 回
延べ利用者数	281 人	228 人	250 人

今後の方針

今後、ボランティアや集落へ事業展開を広めていきます。事業を展開するにあたって、移動支援等に対する規制緩和も徐々にされてきていることから、さらに制度の研究を行い、住民主体としてのサービスの確立を目指します。

(6) 見守り支援

①高齢者安心見守り体制整備事業 【地域支援事業】

一人暮らし高齢者や病弱な高齢者世帯等を対象に急病や災害時に簡単な操作で消防署へ連絡できる通報装置を貸与し、緊急時の通報、利用者が随時相談できるコール体制と月1回の定期連絡（安否確認）のシステムを取り入れた見守り体制の確立を図っています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置台数（年度末）	187 台	155 台	146 台
緊急通報件数	12 件	11 件	10 件

今後の方針

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中で、重要な事業です。

モバイル型を導入した他自治体とも情報交換を行いつつ、今後も、緊急通報装置の普及を図ります。

②在宅介護支援センター（ランチ）による訪問 【地域支援事業】

地域の相談窓口として、地域包括支援センターのランチである在宅介護支援センターが各区の一人暮らし高齢者や高齢者世帯等の実態を把握し、見守り・相談を兼ねた訪問活動を実施しています。

関係機関との連絡調整を図る中で、一人暮らし高齢者は、社会福祉協議会や民生委員による見守り体制があることから、平成 29 年度は、特に支援の必要な世帯と、基本チェックリストで把握した要フォロー世帯への訪問に対象をシフトしました。

今後の方針

地域の見守りや、各種福祉サービス、関係機関の活動と連動しながら、支援の必要な世帯を早期に把握し、専門職による見守りを継続します。

③民生委員・民生協力員による訪問活動 【社会福祉事業】

各地区で「高齢者あんしん票」に登録された一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して見守り・相談を兼ねた定期の訪問活動を実施しています。

また、担当区域内を訪問する中で、新たな対象となる家庭を発見した場合、「高齢者あんしん票」に追加登録し、定期的な訪問活動を行います。

今後の方針

地域内の見守り・相談を兼ねた定期の訪問活動事業としての役割が民生児童委員や民生協力委員だけでなく、今後ますます対象者が増加することが予想されるため、地域住民も参画できるよう周知を図ります。

(7) 在宅医療と介護の連携 【地域支援事業】

高齢化の進展に伴って、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が今後増えていくと考えられますが、そのような高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるようにするためには、医療と介護の連携が不可欠となってきます。

本町においては、保健・医療・福祉関係機関の職員が自主的に集まり、それぞれの職場が抱える課題やその課題の解決に向けた議論を行う場として、平成 24 年度に「多可町地域包括ケアネットワークミーティング」が結成され、「高齢者ケア部会」、「保健・医療部会」、「障がい者ケア部会」の 3 つの部会に分かれて、各分野の課題解決等に取り組んできました。

この「多可町地域包括ケアネットワークミーティング」を組織化し、町の地域医療・介護サービスのさらなる充実を目指し、安心して住み続けることができる地域づくりに向けた連携を図るために、医師、歯科医師、薬剤師、介護サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の機関を構成員とする「多可町地域包括ケア連絡協議会」が平成 25 年 4 月に発足しました。

「多可町地域包括ケア連絡協議会」は平成 26 年 1 月に「多可町地域包括ケアネットワーク在宅医療介護連携推進協議会」と名称変更し、参加事業所の職員が自主的にテーマを決めて課題解決に取り組んでいます。発足当初は、各種助成金を活用しながら事業を行っていましたが、平成 28 年度からは、地域支援事業として協議会へ委託し運営しています。

「在宅医療プロジェクト」では、在宅や施設における療養、看取りを支えるために町内医療機関や介護施設への聞き取りを行い、「がん医療・ケア資源マップ」を作成し関係機関へ配布しました。また、多職種による事例検討会や介護従事者への研修を行い、安心して在宅療養できる体制づくりに努めています。今後は、メンバーが限定的であることから、町全域への拡充が望まれます。

「高齢者ケア部会」では、町内のインフォーマルサービスの集約やいきいき百歳体操の実習、地域の見守り体制の把握などを行い、地域の見守りや生活支援体制の整備に向けて協議を重ねています。平成 29 年度から「施設部会」が発足し、介護事業所による情報交換が始まっています。

さらに、平成 28 年度には、多可赤十字病院に「在宅医療介護支援相談窓口」を委託し、在宅医療・介護に関する相談対応を受けています。平成 29 年度には、医療機関と介護施設の看護連携を

進めるため「看看連携プロジェクト」が発足し連携や研修を行っています。毎年 1 回住民を対象に地域包括ケアフォーラムを開催して、地域包括ケアの目指すべき方向の共有化を図っています。

今後の取り組み

「多可町地域包括ケアネットワーク在宅医療介護連携推進協議会」において、部会活動やプロジェクトチームによる活動がさらに活発に行われ、医療・介護の連携が進むとともに、地域住民との連携が深まり、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう取り組みを進めます。

(8) 災害時における高齢者支援

災害の発生時や災害が発生するおそれがある場合、自力では避難が困難な要介護高齢者等を迅速に避難させるために、事前に支援を要する人を把握し、地域住民や関係機関でその情報を共有するなど、平常時から備えをしておく必要があります。

本町では、自主防災組織や民生委員、介護支援専門員等と協力・連携しながら、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、災害時の支援体制の整備に努めています。

また、集落ごとの「避難行動要支援者名簿」に加えて「高齢者あんしん票」や「障がい者あんしん票」を作成し、集落内の避難行動要支援者の把握に努めています。

今後の取り組み

受け皿となる福祉避難所の設置について、町内の特別養護老人ホームなど福祉サービス事業所に協力を得て、早急に協定書を締結するよう調整を図ります。

目標値	現在値	平成 32 年度
福祉避難所の設置	3 カ所	6 カ所

3 自分らしくいきいきと暮らし続けられるように

(1) 相談支援

①地域包括支援センターの運営 【地域支援事業】

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、介護・医療・福祉・健康などの総合的な相談を実施してきました。身近な地域の窓口として町内3カ所に設置したランチ（在宅介護支援センター）と連携を図りながら数多くの相談に携わっています。

第5期計画からは、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援（地域包括ケアシステム）のコーディネート役として、要介護高齢者に対する切れ目のないサービスの提供ができるよう、地域関係者とのネットワークの強化充実を図っています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数（実）	881 人	885 人	1,075 人
相談件数（延べ）	1,711 人	1,653 人	1,880 人
初回（再掲）	224 人	265 人	336 人
再回（再掲）	1,487 人	1,388 人	1,544 人

今後の方針

現在は、3カ所のランチとの連携を図りながら、直営1カ所で相談対応をしていますが、職員の資質向上を図るだけでなく、専門職種の確保や、相談件数に応じた相談窓口の拡大などの体制整備を検討します。

そのうえで「在宅医療と介護の連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の充実」「生活支援サービスの構築、支援」について、多機関との機能分担、連携を進めながら業務を推進します。

②関係機関が連携した相談体制の充実 【地域支援事業】

町では、地域包括支援センター・在宅介護支援センターをはじめとして、福祉課でも、高齢者福祉に関する相談を随時受け付けています。

民生委員・児童委員による「心配ごと相談」を、各区 月 1 回 午前 10 時～正午までの2時間、開設しています。相談日当日には、民生委員 2 名のほか包括支援センター職員 1 名、社会福祉協議会職員 1 名が同席しています。原則、相談日の 1 週間前までにアスパルへ電話予約が必要ですが、仮に電話予約がなくても相談日は相談所を開設しています。

地域ケア会議や民生委員との情報交換をはじめ、定例的な情報交換の機会を持ち、行政と社会福祉協議会、多可赤十字病院地域医療支援センター、在宅介護支援センター等が早期に適切な対応が図れるように努めています。

また、あんしんはーとねっと事業や認知症初期集中支援チームがスタートしたことで、さらに早期対応の仕組みが整ってきました。

今後の方針

相談体制について、既存の体制に加え、集落単位や身近な事業所による見守り支援合いの体制を充実させるよう取り組みを推進します。

今後、民生委員や専門職種との連携体制を深め、きめ細かな相談体制を構築します。

(2) 権利擁護

① 成年後見制度利用支援事業 【地域支援事業】

身寄りのない認知症高齢者等が成年後見制度を利用しようとする場合に、申し立て事務・申し立て費用及び後見事務に要する費用の一部助成を行う事業です。

認知症高齢者等や一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯が増えたこともあり、成年後見制度に関する相談も増加しています。また、高齢者虐待の経済的虐待を受けているケースもあり、成年後見制度が必要となっているケースが増え、第6期計画期間では2件の町長申立を行いました。

事業実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申し立て実績	0件	1件	1件
費用助成	0円	7,030円	0円

今後の方針

今後ますます認知症高齢者等が増え、また単身世帯が増えてくることから、地域から孤立し、必要な支援を受けることができない高齢者も増えることが予想されます。そのため、より成年後見制度に関する理解を深めてもらうよう、制度について周知を図るとともに、国の基本計画を勘案して、多可町の区域における成年後見制度の利用の促進について基本的な計画を定めるよう努めます。

② 高齢者虐待防止研修会 【地域支援事業】

要介護状態や認知症など、心身の機能や認知機能の低下した高齢者等に対する虐待を防止するため研修会を開催し、その普及啓発を行っています。

平成22年度以降、専門職を対象に、高齢者虐待に関する研修会を実施し、高齢者虐待対応専門職チーム（弁護士会・社会福祉士会）に講師を依頼し、具体的な事例を交えながら講義・グループワークを実施しています。

また、住民に対しては、広報などで高齢者虐待について周知を図っています。

事業実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	1回	2回	1回
参加者数	34人	57人	42人

今後の方針

何が高齢者虐待に該当するのか住民一人ひとりが認識して虐待防止につなげるとともに、虐待の早期発見・早期対応につながるよう、さらなる充実を図ります。

また、引き続きサービス事業者を対象とした研修会も実施し、サービス従事者への意識付けに取り組みむとともに、住民に対しては広報などで制度や相談窓口について周知を図ります。

③高齢者虐待相談 【地域支援事業】

医療機関や警察、ケアマネジャー等から通報・相談を受ける虐待が疑われるケースについて、コアメンバーによる高齢者虐待受理会議を開催し、虐待の有無、対応方法等に関して調査、確認を実施しています。

高齢者虐待対応マニュアルを整備し、すべての通報ケースに対して、コアメンバーで情報共有し、事実確認後の虐待有無、対応方法などについて検討・支援を実施しています。その中で、迷いや困難が生じた時は、高齢者虐待対応専門職チームにスーパーバイザーとしてコアメンバー会議への参加を依頼し、助言を得る形をとっています。

また、コアメンバーのスキルアップのため、高齢者虐待対応専門職チームに依頼し、終結事例の振り返りを毎年度実施しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通報件数	20 件	11 件	9 件

今後の方針

今後やむを得ない事由による措置に踏み切るケースが増加することが予想されるため、関係者が顔合わせをし、支援機関としての役割を認識するための研修会を実施します。また、継続してケース対応を行い、必要時には高齢者虐待対応専門職チームに協力を依頼します。

さらに、コアメンバーのスキルアップのため、毎年度事例の振り返りを行います。

④日常生活自立支援事業 【社協福祉サービス】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行う事業で、町社会福祉協議会が実施しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数	36 人	18 人	36 人
延べ派遣回数	36 回	37 回	36 回

今後の方針

利用者が住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう、今後も継続して支援を行います。

(3) 認知症高齢者への支援

国が示す認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を踏まえながら事業を推進し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

①認知症サポーター養成 【地域支援事業】

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守る認知症サポーターを養成するために、養成講座を実施しています。

また、養成講座の講師役となるキャラバンメイトについても養成しています。

平成 27 年度に、キャラバンメイト養成講座を実施し、町内の在勤のキャラバンメイトは 62 名まで増員しました。さらに、町内の各集落で実施する人権学習とも連携して認知症サポーター養成講座を実施し、平成 26 年度末の 1,510 人から平成 29 年度には 3,338 人まで養成しました。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サポーター養成講座開催回数	27 回	16 回	14 回
参加者数	956 人	530 人	342 人

今後の方針

小学校で初期講座、中学校でさらに拡充した講座を実施するとともに、引き続き集落や老人クラブ、婦人会など各種団体でのサポーター養成講座を実施します。また、住民の認知症に対する意識とその関わりについて講座を実施し、住民の意識を深めるよう取り組みを行います。

目標値	現在値	平成 32 年度
キャラバンメイト養成数	62 人	70 人
認知症サポーター養成数	3,338 人	5,000 人

②あんしんはーとねっと事業 【地域支援事業】

認知症で、ひとりで出歩き行方不明になるおそれがある方が、そのような事態となった際にできるだけ早く発見し保護できるよう西脇警察署と連携し、地域の方や事業所等の関係機関の協力を得て、捜索活動等を行う事業です。

平成 27 年度に事業を立ち上げ、事前登録者や協力事業所も増加しています。また、協力事業所からの相談件数は、平成 27 年度 9 件、平成 28 年度 37 件、平成 29 年度 16 件（12 月末）と増加しています。

協力事業所の意識を高めるために、西脇警察署の協力も得て平成 28 年度には情報伝達訓練、平成 29 年度には見守り・声かけ訓練を実施しました。

今後の方針

広報やホームページ、認知症サポーター養成講座において、住民に対し事業を周知するとともに、新たな事業所・団体への声掛けを行い、事業について理解・協力をしてもらえよう取り組みます。

また、平成 29 年度は限られた集落での開催となったため、今後は、新たな集落で訓練を実施し、町全体の意識高揚を図ります。

さらに、認知症サポーター養成講座とも連携し、小学校・中学校での訓練の開催も検討します。

③認知症予防講演会・相談会の開催 【地域支援事業】

認知症に関する正しい知識を持つこと、予防するための実践方法などの講演会や認知症の不安を抱えている家族に対する相談会等を開催します。

平成 29 年 4 月から認知症相談日を月 1 回、定例で開催しており、元気あっぴ広場での講演や社協まつりなどのイベントでの相談会などで周知啓発を行っていますが、十分ではない状況です。

また、社会福祉協議会に委託している家族介護教室において認知症をテーマにした講演会を実施するとともに、NPO法人においてアロマを活用した認知症予防や講演会を実施しています。

さらに、平成 28 年度から「認知症相談センター」を4カ所配置し、相談の場を広げています。

今後の方針

認知症相談日や認知症相談センターの周知を図り、早期発見や予防に取り組むとともに、不安を抱える家族の支援を行います。

また、元気あっぴ広場の開設支援やあんしんはーとねっと事業、サポーター養成事業とも連動しながら認知症に関する普及啓発の機会を増やし、理解を深めます。

④認知症ケアネットの作成・普及 【地域支援事業】

認知症になった場合に、いつ・どこで・どんな医療や介護サービスを受けられるのか、あらかじめ認知症の人やその家族などに提示するのが「認知症ケアネット」です。

平成 28 年度に多可町版認知症ケアネットを作成し、その作成にあたっては、多可町地域包括ケアネットワークにおいても内容を検討しました。

多可町版認知症ケアネットは、あんしんはーとねっと事業協力団体・事業所や関係機関にも配布するとともに、広報やホームページで周知しました。

今後の取り組み

毎年度、社会資源整理表の見直しを行うとともに、認知症ケアネットを活用しながらわかりやすい相談対応を行います。

また、認知症ケアネットにおいて、対策が手薄になっている部分について、今後充実を図るよう施策の協議資料としても活用します。

⑤認知症地域支援推進員の設置 【地域支援事業】

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療機関や介護サービス事業所、その他高齢者を支援する機関の連携を支援したり、認知症の人やその家族の相談に応じる等の支援の役割を担ったりするのが「認知症地域支援推進員」です。

兵庫県主催の認知症地域推進員研修を、在宅介護支援センター及び介護相談センタースタッフ及び地域包括支援センター職員が受講するとともに、早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を図るため、認知症初期集中支援チーム員会議等の場を活用し検討を重ねています。

今後の取り組み

認知症相談日や認知症相談センターの周知を図り、早期発見や予防に取り組むとともに、不安を抱える家族の支援を行います。

また、元気あっぷ広場の開設支援やあんしんはーとねっと事業、サポーター養成事業とも連動し、認知症に関する普及啓発の機会を増やすことで、町民の理解を深めます。

目標値	現在値	平成 32 年度
認知症地域支援推進員	8 人	12 人

⑥認知症初期集中支援チームの設置 【地域支援事業】

認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を複数の専門職が個別に訪問して、認知症の早期診断と、地域での生活を維持できるような支援をできる限り早い段階で集中的に行うのが「認知症初期集中支援チーム」です。

平成 29 年 1 月に、認知症初期集中支援チームを発足し、12 月末までの 1 年間で 10 件対応しました。適切な医療や介護保険サービスへつながったケース、在宅介護支援センターの定期見守り等を実施しているケースも多くなっています。

今後の取り組み

認知症初期集中支援チームの周知を図るとともに、認知症の早期発見、早期介入により、適切な医療・介護・生活支援などのサービスを利用しながら、自分らしく在宅生活が行えるよう体制づくりに取り組みます。

⑦若年性認知症の人への支援 【地域支援事業】

65歳未満で発症した認知症を「若年性認知症」といいます。発症した場合、その年齢から社会の第一線で働いていたり、未成年者を養う親の立場であったりと、本人や家族にとって経済的・心理的に困難な状況に直面する事態となりますが、高齢者の認知症に対する取り組みに比べて、若年性認知症に対する取り組みは十分なものではありません。

若年性認知症として認定を受けられた方も少なく、特化した対応は十分ではないことから、認知症に対する正しい理解の普及啓発を今後も継続することが求められます。

今後の取り組み

認知症に対する正しい理解のため、高齢者と一体となった普及啓発を展開するとともに関係機関と連携しながら、支援のあり方を検討していきます。

(4) 経済的支援

①水道料金・下水道等使用料助成事業 【高齢者福祉サービス】

生活困窮者への経済的負担軽減を図る事業として、高齢者、障がい者及びひとり親世帯などに対して、上下水道料金の一部を助成しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成者数（下水道）	97 人	87 人	77 人
助成者数（上水道）	114 人	98 人	87 人

今後の方針

低所得世帯への経済的な負担軽減施策として継続して実施します。

②社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業 【高齢者福祉サービス】

低所得者に対する介護保険サービスの利用料（自己負担額）軽減を行った社会福祉法人等に対して、その軽減額の一部を助成する事業です。

社会福祉法人等利用者負担軽減に該当する方は、介護サービスを利用したときに支払う自己負担（通常は1割負担）が3/4に軽減されます。

実施要綱に基づき、毎年、該当予定者に勧奨通知を送付するため、事業所担当者やケアマネジャーへの理解も進んでおり、他自治体よりも手厚い実施状況です。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
軽減対象者数（年度末）	47 人	57 人	66 人

今後の方針

未実施の法人に対して、事業実施を促進します。

4 高齢者を支える仕組みをより良いものにするために

(1) 地域ケア会議 【地域支援事業】

従前より実施していた地域ケア会議は、個別事例の検討、課題解決を中心に実施してきました。個別ケースの支援内容の検討には、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能が、地域課題の解決に向けた検討には、地域づくり・資源開発機能や政策形成機能が期待されています。

日常生活圏域における個別のケース会議から町域における地域ケア会議の開催は、定例による開催により、個々の対応を含め検討を重ねていますが、困難事例が多くなっています。

引き続き、住民の意識改革、専門職の協力体制の構築、密接なネットワーク化が求められます。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域ケア会議開催回数	48 回	48 回	48 回

今後の方針

地域ケア会議の機能を強化し、政策形成機能を持つことで課題解決につながる協議の場を設けます。

今後は高齢者だけでなく、障がい、子育てと多方面からの支援が必要であり、ケア会議の定期開催だけでなく、その部門ごとに必要な内容を調整します。

また、軽度者のサービス利用について、内容の見直しを含めた調整を行い、専門職の協力のもと、自立支援に向けたケア会議を実施します。

目標値	現在値	平成 32 年度
地域ケア会議開催回数	48 回	48 回
個別ケース会議開催回数	0 回	6 回

(2) 地域包括支援センターの機能強化 【地域支援事業】

地域包括支援センターは、介護をはじめとする様々な相談支援や、高齢者の権利擁護、介護支援専門員に対する支援など、高齢者に関する総合的な業務を行っています。

多可町の高齢者数、要介護認定者数は年々増加しており、専門職の配置も2名ずつすることが望まれますが、人材の不足などから要件も満たせていないのが現状です。

また、様々な困難事例を抱える中で、個別のケースに対応することが難しくなっており、地域包括支援センターの機能分担等を含めた検討が必要とされています。

今後の取り組み

地域包括ケアシステムの深化が求められる中、そのコーディネート役となる地域包括支援センターの役割は重要であり、これからの地域福祉の中心的な位置付けにもなることから、専門職の適正な配置に努めます。

また、日常生活圏域ごとにその中心的な役割が必要となってくることから、直営だけでなく、事業の委託も含めた検討を行います。

目標値	現在値	平成 32 年度
相談率	12.4%	11.4%
専門職配置数	5人	6人

(3) 介護保険事業の円滑、適正な運営

①介護給付等費用適正化事業 【地域支援事業】

国が掲げる5つの重要事業「認定調査状況のチェック」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「介護給付適正化システムの活用による点検」及び「介護給付費通知の送付」を含めた適正化事業に積極的に取り組むことにより、不適正な給付の削減と適切な介護サービスの確保を目指します。

認定調査は、3回に一度町の調査員による調査を実施し、適正な介護度であることの確認は継続して実施しています。また、住宅改修の点検や給付費の通知は達成できているものの、ケアプランチェックやシステム活用については改善が求められます。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定調査の直営化	調査員 5 人 (内 3 人時給雇い) 直営化率 65.8%	調査員 6 人 (内 3 人時給雇い) 直営化率 62.7%	調査員 6 人 (内 2 人時給雇い) 直営化率 61.3%
介護給付費通知	年 3 回送付	年 3 回送付	年 3 回送付

今後の方針

国が掲げる5つの重要事業「認定調査状況のチェック」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「介護給付適正化システムの活用による点検」及び「介護給付費通知の送付」を含めた適正化事業に積極的に取り組むことにより、不適正な給付の削減と適切な介護サービスの確保を目指します。

目標値	現在値	平成 32 年度
認定調査の直営化	調査員 6 人 (内 2 人時給雇い) 直営化率 61.3%	調査員 3 人 (内 2 人時給雇い) 直営化率 50.0%
介護給付費通知	年 3 回送付	年 3 回送付
ケアプラン点検実施件数	30 件	60 件
住宅改修点検数	15 件	30 件
現年度分収納率	99.46%	99.5%以上
レセプト点検点検数	15 件	30 件
突合点検点検数	10 件	20 件

②サービス事業者への助言及び指導・監査 【地域支援事業】

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるように、町が指定・監督の権限をもつ地域密着型サービス事業者について、定期的実施指導・監査を行っています。その他のサービス事業者についても、県や関係機関と連携しながら指導・監査を行っています。

広域指定事業所については、兵庫県との合同による実地指導を定期的実施しているものの、地域密着型事業所に対する指導については改善が必要です。

また、サービスの質の向上に加えて、利用者による適切なサービス選択を支援するために、公正中立な第三者機関により専門的・客観的な評価を受ける「第三者評価」の実施と評価の開示を介護サービス事業者に促進しています。

事業実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業所指導監査	5 事業所	6 事業所	3 事業所

今後の方針

介護サービスの充実・強化に向けて、引き続きこれらの取り組みを推進していきます。

目標値	現在値	平成 32 年度
事業所指導監査	3 事業所	8 事業所

③近隣市町との連携 【地域支援事業】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムを充実させるためには、近隣市町との連携も必要です。

本町では、北播磨圏域の西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市および本町の 5 市 1 町で構成する「北播市町介護保険担当者会」等を活用して、近隣市町との情報交換や情報共有の強化、総合事業のすりあわせや内容の検討、地域密着型サービスの相互利用に係る連携体制の構築を図っています。

今後の方針

制度改正に伴い、市町間の連携はますます重要となっていることから、北播磨圏域で開催している担当者会だけでなく、近隣市町との情報交換、情報共有をさらに強化し、連携を図ります。北播磨圏域だけでなく、丹波市などとの連携も含め検討します。

④ケアマネジャーの育成、資質向上 【地域支援事業】

介護保険制度を適切に、効果的に利用するためには、そのケアマネジメントにあたるケアマネジャーの資質の向上が欠かせません。

2025年には団塊の世代がすべて後期高齢者となり、要介護認定者の増加とともに、介護ニーズに加えて医療ニーズをもつ高齢者の増加が見込まれる中、地域全体で高齢者を支えるためには、介護保険サービスに加えて医療やインフォーマルなサービスも含めた高齢者一人ひとりにふさわしい適切なサービスが提供できるようにケアマネジメントすることが不可欠となっており、ケアマネジャーの総合的な力を向上させることがますます重要となっています。

兵庫県介護支援専門員協会西脇多可支部では2カ月に1回研修会を開催するとともに、主任介護支援専門員においては定期的に連絡会を開催しています。また、月1回、気づきの事例検討会を実施しています。さらに、事業所の抱える処遇困難ケースについて、随時相談対応を行うほか、カウンセラーによる処遇相談を年2回開催しています。

今後の方針

町のケアマネジャーが参加しやすいよう、定期的な研修会や支援者支援の手法である「気づきの事例検討会」の学習会を多可町で開催します。

また、多可町ケアマネ会の活動を支援し、ケアマネジャー同士の意見交換、情報交換の機会をもつことでケアマネジャー同士が、自主的に問題解決、資質向上が図れる体制を構築します。

目標値	現在値	平成 32 年度
研修会回数（兵庫県介護支援専門員協会西脇多可支部）	年 6 回	年 6 回
気づきの事例検討会実施回数	年 0 回	年 24 回
カウンセラーによる処遇相談	年 2 回	年 2 回

(4) 制度の周知

介護保険サービスをはじめとして、高齢者福祉サービスや町社会福祉協議会が実施するサービスなど各種サービスを有効に活用してもらうためには制度の周知が必要で、本町においても、これらの制度等について広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用して周知を図ってきました。

自立支援に向けたケアプラン作成については、ケアマネジャーの協力が必須であるため、ケアマネジャーに対しての研修が求められます。

今後の方針

利用者をはじめ、住民に制度改正に対する不安が生じないように、分かりやすい表現で周知を図るとともに、丁寧な説明に努めます。

また、介護サービス事業者やケアマネジャー、民生委員・児童委員等、高齢者福祉に携わる関係者に対して、制度改正の内容等を迅速に提供し、情報を共有することで、円滑なサービス提供につなげていきます。

目標値	現在値	平成 32 年度
広報紙掲載回数	年 4 回	年 4 回
ケアマネジャーに対する研修回数	年 4 回	年 15 回

(5) 苦情処理体制づくり

介護・福祉サービスに関する苦情・相談の内容は、制度の詳細や保険料、サービスの内容についてなど様々ですが、その内容は複雑化しています。

これらの苦情・相談に迅速に対応できるよう関係機関と連携を図るとともに、研修等に参加して職員の資質向上に努めます。

今後の方針

苦情・相談に迅速に適切に対応できるよう関係機関と連携を図るとともに、研修等に参加して職員の資質向上に一層努めます。

目標値	現在値	平成 32 年度
職員の研修参加人数	延 1 人	延 3 人

第5章 介護保険事業

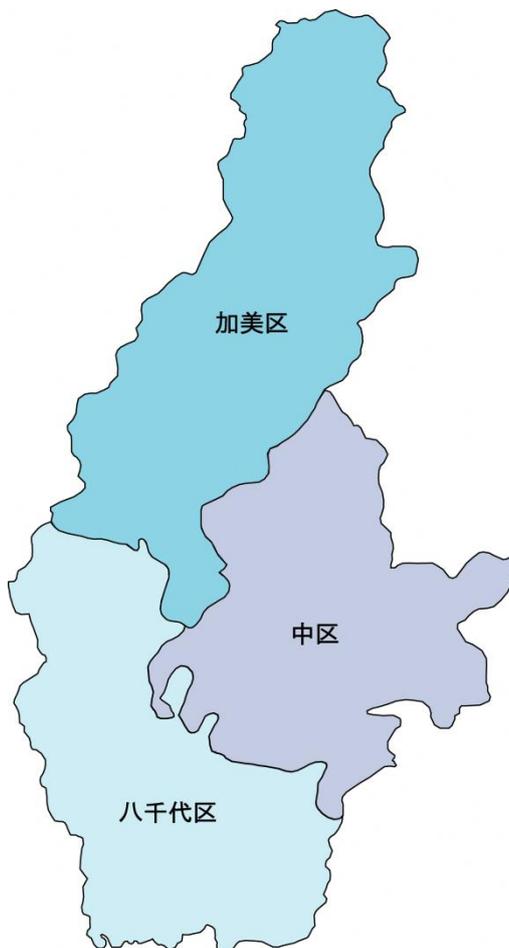
1 日常生活圏域の設定

町では、高齢者にとって最も住み慣れた環境での生活や介護を実現していくという観点から、第3期計画から「中区」「加美区」「八千代区」の3つに区分して日常生活圏域の設定を行っています。

第7期計画においてもこれまでと同様の3つの区に日常生活圏域を設定し、いずれの圏域においても同水準のサービスが受けられるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

区分	人口	高齢者数	高齢化率
中区	9,890 人	3,256 人	32.92%
加美区	6,244 人	2,208 人	35.36%
八千代区	5,277 人	1,826 人	34.60%
合計	21,411 人	7,290 人	34.05%

資料：住民基本台帳（平成29年10月1日）



2 第7期計画における整備計画

平成32年度末までの施設整備数は以下のようになっています。

第7期計画においては、増加傾向にある認知症高齢者へのサービスを充実させるために、認知症対応型共同生活介護の整備を予定しています。

		第6期の 整備状況	平成29年度 末の整備数	第7期中の施設等整備計画			平成32年度 目標整備数
				平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
施設介護 サービス	介護老人福祉施設	4施設	4施設	建替計画※1	建替計画※1	建替計画※1	4施設
		284床	284床	0	0	0	284床
	短期入所生活介護	4施設	4施設	建替計画※1	建替計画※1	建替計画※1	4施設
		66床	66床	0	0	0	66床
	介護老人保健施設	1施設	1施設	0	0	0	1施設
		82床	82床	0	0	0	82床
	介護医療院	0施設	0施設	0	0	0	0施設
		0床	0床	0	0	0	0床
介護療養型医療 施設	0施設	0施設	0	0	0	0施設	
	0床	0床	0	0	0	0床	
地域密着型 サービス	認知症対応型 通所介護	3施設	3施設	0	0	0	3施設
			27床	0	0	0	27床
	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	0施設	0施設	1※2	0	0	1施設
	小規模多機能型 居宅介護	3施設	3施設	0	0	0	3施設
			75床	0	0	0	75床
	認知症対応型 共同生活介護	2施設	5施設	1	1(2床増)	0	6施設
		18床	43床	9	2	0	54床
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	1施設	1施設	—	—	—	1施設	
		20床	—	—	—	20床	
特定施設 入居者 生活介護 サービス	養護老人ホーム	1施設	1施設	—	—	—	1施設
		60床	60床	—	—	—	60床
ケアハウス (混合型)	ケアハウス	1施設	1施設	—	—	—	1施設
		30床	30床	—	—	—	30床
介護保険適 用外の施設 サービス	有料老人ホーム	1施設	1施設	—	—	—	1施設
		14床	14床	—	—	—	14床
	ケアハウス	1施設	1施設	—	—	—	1施設
		22床	22床	—	—	—	22床

※1 建替計画にあたり、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、一定の多床室の確保をお願いする。

※2 訪問介護事業所、訪問看護事業所との連携協議が必要なため、早期開設できるよう努める。

3 介護保険サービスの現状と見込み

(1) 居宅サービスの現状と見込み量

各サービスの見込み量は、第6期計画期間中のサービスごとの利用実績（利用者数、回数、日数）の推移、事業者の参入意向などを総合的に勘案し算出しています。

サービス別の状況では、訪問介護、訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、住宅改修、居宅介護支援で増加が見込まれます。

①訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）は、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
訪問介護	千円／年	64,285	63,897	58,955
	回／月	1,931.2	1,877.2	1,699.5
	人／月	101	102	92
介護予防訪問介護	千円／年	4,871	3,707	2,448
	人／月	23	20	12

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
訪問介護	千円／年	66,995	68,400	73,979
	回／月	1,886.6	1,927.5	2,089.2
	人／月	104	107	116
介護予防訪問介護	円／年			
	人／月			

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、訪問入浴車によりそれぞれの家庭で入浴介護を受けるサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
訪問入浴介護	千円／年	2,681	1,724	2,768
	回／月	19	12	20
	人／月	4	3	4
介護予防訪問入浴介護	千円／年	0	0	0
	回／月	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
訪問入浴介護	千円／年	1,368	1,369	2,013
	回／月	9.5	9.5	14.0
	人／月	2	2	3
介護予防訪問入浴介護	千円／年	0	0	0
	回／月	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援者の家庭を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話または診療補助を行うサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
訪問看護	千円／年	36,585	36,557	44,949
	回／月	622.7	645.4	812.5
	人／月	82	87	100
介護予防訪問看護	千円／年	6,477	5,611	5,077
	回／月	122.8	103.4	84.2
	人／月	18	16	13

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
訪問看護	千円／年	48,722	50,951	54,435
	回／月	837.8	879.7	943.6
	人／月	115	122	132
介護予防訪問看護	千円／年	5,201	6,003	6,003
	回／月	84.3	97.2	97.2
	人／月	13	15	15

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者に対して理学療法士や作業療法士等の専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
訪問リハビリテーション	千円／年	304	604	751
	回／月	8.3	18.6	20.2
	人／月	1	3	2
介護予防 訪問リハビリテーション	千円／年	6	0	0
	回／月	0.2	0.0	0.0
	人／月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
訪問リハビリテーション	千円／年	651	1,086	1,303
	回／月	17.4	29.0	34.8
	人／月	3	5	6
介護予防 訪問リハビリテーション	千円／年	0	0	0
	回／月	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、主治医の指示により、病院・診療所の医師・薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や環境等をふまえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
居宅療養管理指導	千円／年	805	1,088	1,900
	人／月	6	9	18
介護予防居宅療養管理指導	千円／年	0	0	0
	人／月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
居宅療養管理指導	千円／年	3,163	3,272	3,536
	人／月	23	24	26
介護予防居宅療養管理指導	千円／年	0	0	0
	人／月	0	0	0

⑥通所介護・介護予防通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリ等を行うサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
通所介護	千円／年	280,416	261,817	276,249
	回／月	2,870	2,782	2,980
	人／月	309	303	321
介護予防通所介護	千円／年	27,096	24,149	13,724
	人／月	87	83	48

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
通所介護	千円／年	301,549	313,091	330,864
	回／月	3,275.7	3,414.0	3,618.0
	人／月	360	376	399
介護予防通所介護	千円／年			
	人／月			

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士により機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
通所リハビリテーション	千円／年	97,648	104,688	120,153
	回／月	944.7	1,113.9	1,351.9
	人／月	131	156	187
介護予防 通所リハビリテーション	千円／年	16,053	16,453	17,837
	人／月	48	54	59

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
通所リハビリテーション	千円／年	137,850	145,899	159,186
	回／月	1,380.5	1,466.0	1,601.8
	人／月	194	206	225
介護予防 通所リハビリテーション	千円／年	17,418	17,186	18,828
	人／月	57	56	61

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護予防を目的に施設等に短期入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
短期入所生活介護	千円／年	125,696	137,761	140,059
	日／月	1,354.6	1,514.8	1,526.5
	人／月	100	101	101
介護予防 短期入所生活介護	千円／年	1,164	1,989	597
	日／月	16.6	31.2	7.6
	人／月	3	5	2

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
短期入所生活介護	千円／年	153,089	157,697	162,938
	日／月	1,583.6	1,638.2	1,701.4
	人／月	107	111	116
介護予防 短期入所生活介護	千円／年	1,648	1,648	1,648
	日／月	20.9	20.9	20.9
	人／月	3	3	3

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護予防を目的に施設等に短期入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
短期入所療養介護	千円／年	28,060	26,996	31,998
	日／月	230.0	226.8	256.4
	人／月	24	23	26
介護予防 短期入所療養介護	千円／年	88	65	205
	日／月	0.9	0.8	2.2
	人／月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
短期入所療養介護	千円／年	34,355	38,963	43,269
	日／月	267.5	301.7	335.7
	人／月	28	32	36
介護予防 短期入所療養介護	千円／年	0	0	0
	日／月	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
特定施設入居者生活介護	千円／年	54,584	54,208	58,330
	人／月	29	28	29
介護予防 特定施設入居者生活介護	千円／年	2,807	4,273	5,983
	人／月	3	5	7

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
特定施設入居者生活介護	千円／年	35,838	37,183	38,513
	人／月	19	19	19
介護予防 特定施設入居者生活介護	千円／年	10,534	14,462	18,384
	人／月	12	16	20

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、介護ベッドや車いす等の福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
福祉用具貸与	千円／年	47,847	49,454	51,732
	人／月	329	353	390
介護予防福祉用具貸与	千円／年	6,962	6,854	6,801
	人／月	73	73	76

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
福祉用具貸与	千円／年	57,369	56,489	56,087
	人／月	401	406	413
介護予防福祉用具貸与	千円／年	6,297	6,297	6,747
	人／月	70	70	75

⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理等の問題でレンタルが難しい特殊尿器・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を償還給付するサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
特定福祉用具販売	千円／年	1,599	1,740	2,111
	人／月	6	6	7
特定介護予防福祉用具販売	千円／年	314	370	267
	人／月	1	1	1

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
特定福祉用具販売	千円／年	2,070	2,070	2,070
	人／月	6	6	6
特定介護予防福祉用具販売	千円／年	1,190	1,486	1,486
	人／月	4	5	5

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差の解消等を行う場合に改修費の一部を償還給付するサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
住宅改修	千円／年	7,459	6,263	7,121
	人／月	6	6	8
介護予防住宅改修	千円／年	2,136	1,872	2,059
	人／月	2	1	1

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
住宅改修	千円／年	5,620	5,620	7,384
	人／月	6	6	8
介護予防住宅改修	千円／年	4,758	4,758	4,758
	人／月	3	3	3

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、在宅の要介護者が介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護者と契約した居宅介護支援事業所のケアマネジャーが介護サービス計画の作成、居宅サービス事業所との連絡調整や介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。また、介護予防支援は、要支援者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
居宅介護支援	千円／年	96,877	101,774	110,479
	人／月	544	573	630
介護予防支援	千円／年	10,432	10,281	8,589
	人／月	197	196	162

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
居宅介護支援	千円／年	115,528	123,616	132,791
	人／月	662	713	770
介護予防支援	千円／年	8,738	8,073	8,184
	人／月	157	145	147

(2) 地域密着型サービスの現状と見込み量

各サービスの見込み量は、第6期計画期間中のサービスごとの利用実績(利用者数、回数、日数)の推移と町の施設整備計画に基づき算出しています。

サービス別の状況では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を見込むとともに、第6期計画において整備を予定していた認知症対応型共同生活介護等の利用者の増加を見込んでいます。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、1日複数回の定期訪問と随時の対応を、介護と看護が一体的または連携して提供するサービスです。

第6期 実績(見込み)		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	千円/年	0	0	0
	人/月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	千円/年	19,513	34,112	38,014
	人/月	13	21	23

②夜間対応型訪問介護

要介護者に対して、夜間に定期的な巡回または通報により居宅を訪問して、日常生活上の世話や緊急時の対応などを提供するサービスです。

第6期 実績(見込み)		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
夜間対応型訪問介護	千円/年	0	0	0
	人/月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
夜間対応型訪問介護	千円/年	0	0	0
	人/月	0	0	0

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作）の比較的自立している居宅要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
認知症対応型通所介護	千円／年	19,334	19,826	30,083
	回／月	180.2	174.0	234.1
	人／月	19	19	18
介護予防 認知症対応型通所介護	千円／年	0	0	0
	回／月	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
認知症対応型通所介護	千円／年	37,833	51,498	70,728
	回／月	276.1	383.7	538.0
	人／月	19	19	21
介護予防 認知症対応型通所介護	千円／年	0	0	0
	回／月	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者等の心身の状況、生活環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせた柔軟な介護を提供し、在宅生活を支援するサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
小規模多機能型居宅介護	千円／年	68,888	84,032	81,193
	人／月	32	43	40
介護予防 小規模多機能型居宅介護	千円／年	4,759	4,616	5,228
	人／月	7	6	7

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
小規模多機能型居宅介護	千円／年	74,841	75,236	82,092
	人／月	38	38	41
介護予防 小規模多機能型居宅介護	千円／年	6,398	8,276	10,150
	人／月	8	10	12

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
認知症対応型共同生活介護	千円／年	85,685	88,104	97,376
	人／月	29	31	32
介護予防認知症対応型共同生活介護	千円／年	234	0	0
	人／月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
認知症対応型共同生活介護	千円／年	155,631	162,132	162,061
	人／月	52	54	54
介護予防認知症対応型共同生活介護	千円／年	0	0	0
	人／月	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス等の入居者（要介護者、その配偶者、その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴・排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
地域密着型	千円／年	0	0	0
特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
地域密着型	千円／年	0	0	0
特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な方が入所して、食事や入浴・排泄等の日常生活の介助、機能訓練、健康管理等を提供する、入所定員が29人以下の施設です。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
地域密着型介護老人福祉	千円／年	35,538	41,130	45,670
施設入所者生活介護	人／月	11	13	13

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
地域密着型介護老人福祉	千円／年	51,872	48,471	55,085
施設入所者生活介護	人／月	15	14	16

⑧看護小規模多機能型居宅介護

1つの事業所で、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を提供するサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
看護小規模多機能型居宅 介護	千円／年	0	0	0
	人／月	0	0	0

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
看護小規模多機能型居宅 介護	千円／年	0	0	0
	人／月	0	0	0

⑨地域密着型通所介護

定員18名以下の通所介護です。平成28年度から創設されたサービスです。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
地域密着型通所介護	千円／年		22,593	25,654
	回／月		241.5	235.2
	人／月		27	28

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
地域密着型通所介護	千円／年	35,705	39,444	37,436
	回／月	322.8	342.4	308.7
	人／月	45	57	73

(3) 施設サービスの現状と見込み量

各サービスの見込み量は、第6期計画期間中の利用者の推移に基づき算出しています。

サービス別の状況では、介護老人福祉施設の床数は284床で、第7期計画中の増減の予定はありませんが、町外施設への入所や町内施設の他市町からの入所者の変動を勘案し、微増を見込んでいます。

介護老人保健施設の床数は82床で、現状のほぼ横ばいでの推移を、介護療養型医療施設は、平成30年度以降は介護医療院として見込んでいます。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。町内には、4施設（284床）あります。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	千円／年	555,321	550,269	563,521
	人／月	196	199	194

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	千円／年	576,669	583,232	598,992
	人／月	195	197	202

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスを提供する施設です。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護老人保健施設	千円／年	235,984	232,830	232,027
	人／月	81	80	78

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
介護老人保健施設	千円／年	250,588	253,413	253,635
	人／月	80	81	81

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護療養型医療施設	千円／年	19,023	12,676	4,770
	人／月	4	3	1

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
介護療養型医療施設	千円／年	0	0	0
	人／月	0	0	0

④介護医療院

介護医療院は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

第6期 実績（見込み）		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
介護医療院	千円／年			
	人／月			

第7期 見込み量		平成30年度 見込み	平成31年度 見込み	平成32年度 見込み
介護医療院	千円／年	13,773	13,773	13,773
	人／月	3	3	3

(4) 第7期計画における標準給付費の見込み

①介護給付費

第7期期間中の介護給付費見込み額の総額は6,827,793,000円となります。

単位：千円

介護給付費	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅サービス			
訪問介護	66,995	68,400	73,979
訪問入浴介護	1,368	1,369	2,013
訪問看護	48,722	50,951	54,435
訪問リハビリテーション	651	1,086	1,303
居宅療養管理指導	3,163	3,272	3,536
通所介護	301,549	313,091	330,864
通所リハビリテーション	137,850	145,899	159,186
短期入所生活介護	153,089	157,697	162,938
短期入所療養介護（老健）	34,355	38,963	43,269
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
福祉用具貸与	57,369	56,489	56,087
特定福祉用具購入費	2,070	2,070	2,070
住宅改修費	5,620	5,620	7,384
特定施設入居者生活介護	35,838	37,183	38,513
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	19,513	34,112	38,014
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	37,833	51,498	70,728
小規模多機能型居宅介護	74,841	75,236	82,092
認知症対応型共同生活介護	155,631	162,132	162,061
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	51,872	48,471	55,085
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	35,705	39,444	37,436
施設サービス			
介護老人福祉施設	576,669	583,232	598,992
介護老人保健施設	250,588	253,413	253,635
介護医療院（平成37年度は介護療養型医療施設を含む）	13,773	13,773	13,773
介護療養型医療施設	0	0	0
居宅介護支援	115,528	123,616	132,791
合計	2,180,592	2,267,017	2,380,184

②介護予防給付費

第7期期間中の介護予防給付費見込み額の総額は206,559,000円となります。

単位：千円

介護予防給付費	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	5,201	6,003	6,003
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション	17,418	17,186	18,828
介護予防短期入所生活介護	1,648	1,648	1,648
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,297	6,297	6,747
特定介護予防福祉用具購入費	1,190	1,486	1,486
介護予防住宅改修	4,758	4,758	4,758
介護予防特定施設入居者生活介護	10,534	14,462	18,384
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,398	8,276	10,150
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援	8,738	8,073	8,184
合計	62,182	68,189	76,188

③標準給付費

第7期期間中の標準給付費見込み額の総額は7,622,124,891円となります。

単位：円

標準給付費	第7期			
	合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度
標準給付費見込額	7,632,994,254	2,403,333,230	2,537,787,621	2,691,873,403
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	7,112,824,254	2,241,943,230	2,361,897,621	2,508,983,403
総給付費	7,034,352,000	2,242,774,000	2,335,206,000	2,456,372,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	3,594,038	830,770	1,329,836	1,433,432
消費税率等の見直しを勘案した影響額	82,066,292	0	28,021,457	54,044,835
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	352,500,000	107,500,000	120,000,000	125,000,000
特定入所者介護サービス費等給付額	352,500,000	107,500,000	120,000,000	125,000,000
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	141,000,000	45,000,000	47,000,000	49,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	21,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
算定対象審査支払手数料	5,670,000	1,890,000	1,890,000	1,890,000
審査支払手数料一件あたり単価		54	54	54
審査支払手数料支払件数	105,000	35,000	35,000	35,000
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
地域支援事業費	275,750,000	85,750,000	93,000,000	97,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	122,448,000	36,448,000	41,000,000	45,000,000
包括的支援事業・任意事業費	153,302,000	49,302,000	52,000,000	52,000,000
第1号被保険者負担分相当額	1,819,011,178	572,489,143	605,081,153	641,440,883
調整交付金相当額	387,772,113	121,989,062	128,939,381	136,843,670
調整交付金見込額	548,245,000	175,664,000	181,547,000	191,034,000
調整交付金見込交付割合		7.20%	7.04%	6.98%
市町村特別給付費等	12,000,000	0	6,000,000	6,000,000
保険料収納必要額	1,567,538,291			
予定保険料収納率	97.00%			

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります

4 地域支援事業費の見込み

(1) 地域支援事業の概要

介護保険制度の改正によって、予防給付のうち訪問介護と通所介護が平成 29 年度からは地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行しました。従前の介護サービス事業者以外に、シルバー人材センターやNPO、ボランティアといった地域資源での実施も可能となり、多様な地域資源の積極的な活用が国のガイドラインにも示されています。

町では、地域の実情にあった事業を確保していくために、第7期計画においても、引き続き、総合事業の受け皿の確保と実施方法について検討します。

事業区分	事業名	サービスの内容
第1号事業	訪問介護相当サービス事業	訪問介護員による身体介護、生活援助を行うサービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス）
	基準緩和訪問型サービス事業	訪問介護員等による調理や掃除、買物代行や同行等の家事援助（身体介助を除く）により自立に向けての日常生活支援を行うサービス
	第1号通所事業	通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う通所サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス）
	第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント事業 要支援者等の心身の状況等に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげるもの
	介護予防普及啓発事業	健康増進や介護予防活動の普及・啓発を行うもの
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うもの
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するもの

(2) 地域支援事業の事業規模

第7期計画における地域支援事業費の見込みは以下のとおりとなります。

単位：円

地域支援事業費	平成 30 年度 見込み	平成 31 年度 見込み	平成 32 年度 見込み
介護予防・日常生活支援総合事業費	36,448,000	41,000,000	45,000,000
包括的支援事業・任意事業費	49,302,000	52,000,000	52,000,000
地域支援事業費見込み額	85,750,000	93,000,000	97,000,000
	275,750,000		

5 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険料の財源構成

介護保険の財源については、市町村ごとに、利用者の自己負担額を除いた介護給付に係る費用（給付費）と地域支援事業にかかる費用の50%を保険料、残り50%を公費（国・都道府県・市町村）で賄うこととなっています。

第6期計画の給付費における負担割合は、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%、公費が50%でしたが、第7期計画では第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%、公費が50%へと変わりました。

同様に、地域支援事業における第1号被保険者の負担割合も22%から23%に変わりました。

財源構成	介護給付費 (施設費等)	介護給付費 (居宅系サービス)	地域支援事業	
			介護予防事業 介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事業 任意事業
第1号被保険者	23%	23%	23%	23%
第2号被保険者	27%	27%	27%	
国	15%	20%	25%	38.5%
※調整交付金	5%	5%		
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
町	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※調整交付金は、市町村の高齢化率や所得水準による財政力不均衡を調整するために、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがあります。

(2) 保険料所得段階の設定の考え方

町では、国の標準段階からさらに被保険者の負担能力に応じた保険料を設定するために、策定委員会において審議し、下記のような所得段階を設定しました。

①第2段階の負担割合の引き下げ

低所得者に対する保険料軽減を図るとともに所得に応じた負担割合となるように、第2段階の負担割合を国標準の0.75から0.65へ引き下げます。

②第10段階の設定

引き続き、国の標準段階である第9段階「町民税本人課税で合計所得が300万円以上」のうち、所得のより高い合計所得金額が400万円以上の人の負担割合を引き上げ、第10段階を設定します。

第7期	保険料率	割合	対象者
第1段階	基準額× 0.45	12.1%	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金の受給者または世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入金額が80万円以下の人
第2段階	基準額× 0.65	9.0%	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入金額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	基準額× 0.75	6.2%	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入金額が120万円超の人
第4段階	基準額× 0.90	15.4%	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入金額が80万円以下の人
第5段階 【基準額】	基準額× 1.00	21.0%	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階以外の人
第6段階	基準額× 1.20	16.5%	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	基準額× 1.30	10.8%	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階	基準額× 1.50	5.3%	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	基準額× 1.70	1.8%	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人
第10段階	基準額× 1.90	1.9%	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人

(3) 介護保険料軽減制度の継続実施

町では、第3期計画より、介護保険料の徴収にあたり低所得世帯等で必要と認められる被保険者に、保険料の軽減を行ってきました。

この制度について策定委員会で審議を行った結果、町の軽減制度を継続して実施することが決定しました。対象要件と軽減内容は以下のとおりとなります。

要件	内容
対象者	①第1段階の人（生活保護受給者を除く） ②第2段階の人
収入金額	①世帯の年間収入が90万円以下 ②世帯員が2人以上の場合、1人につき40万円を加算 ③世帯員に70歳以上の人がある場合、1人につき10万円を追加 ④世帯員に1～3級の障害手帳所持者がいる場合、1人につき30万円を加算 ⑤世帯員にA～B2判定の療育手帳の交付を受けた人がいる場合、1人につき30万円を加算 ※収入は非課税年金、仕送り等を含む総収入
固定資産	すべての世帯員が宅地と家屋（それぞれ居住を目的としたもの）を除き、それ以外の固定資産税課税標準額が免税点以下であること
扶養家族等	①所得税や市町村民税の扶養控除で、他世帯の扶養家族となっていないこと ②医療保険において、他の世帯に属する人が被保険者となっている保険の被扶養者となっていないこと
滞納	介護保険料、町民税、国民健康保険税、町の公共料金等の滞納がないこと
軽減措置	①第1段階に該当する人は、保険料基準額の四分の一まで減額する ②第2段階の人は、保険料基準額の二分の一まで減額する

(4) 介護給付費準備基金の取り崩し

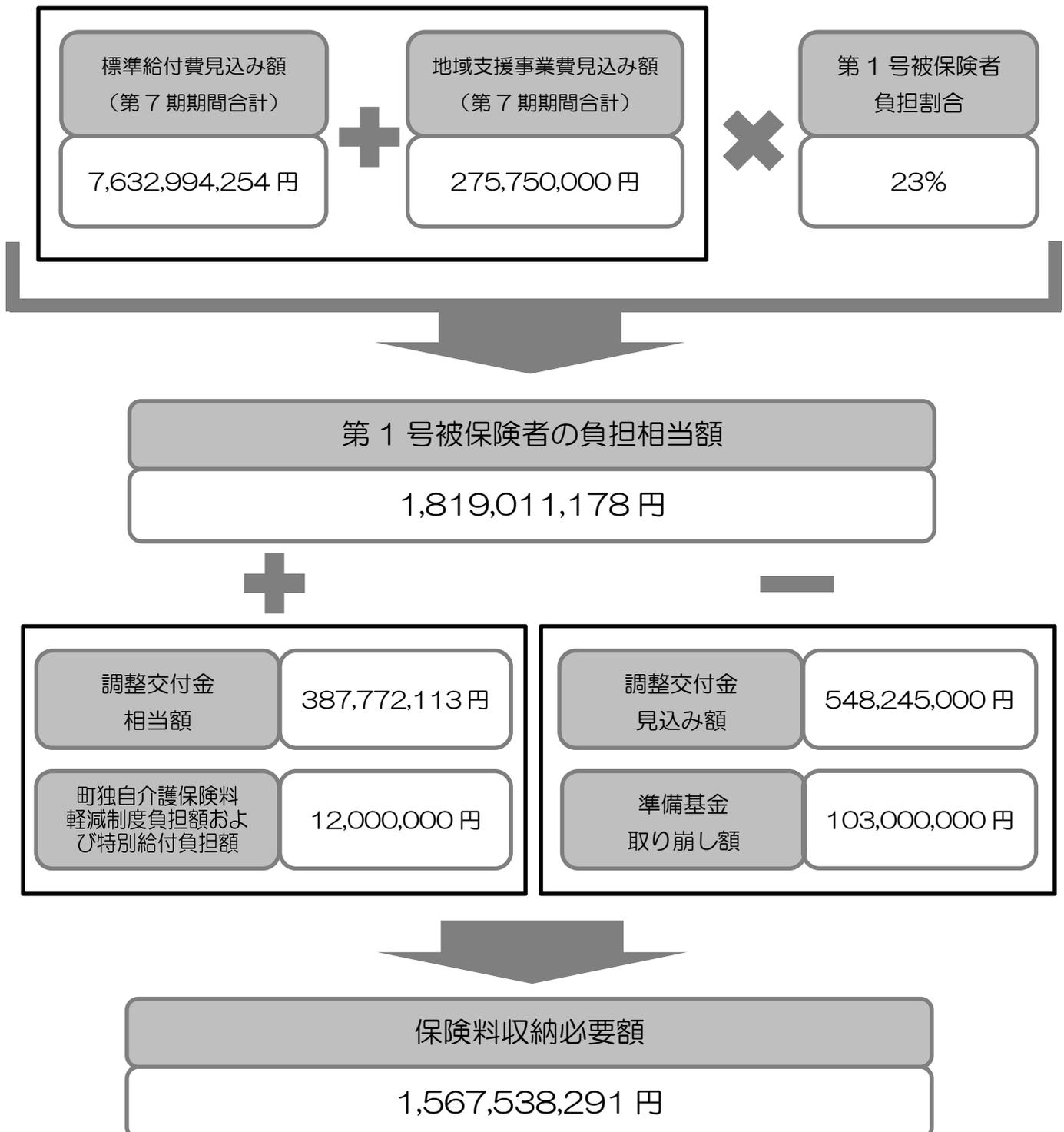
町の介護給付費準備基金は、平成29年度末の見込みで約2億5千万円の残高となっています。今回、基金から1億円の取り崩しを行い、介護保険料の上昇を抑制します。

(5) 第7期計画期間に必要な介護保険料の算出

① 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、標準給付費見込み額と地域支援事業費見込み額の合計に第1号被保険者負担割合23%をかけ、調整交付金や町の軽減制度による負担額、準備基金取り崩し額を合計して算出します。

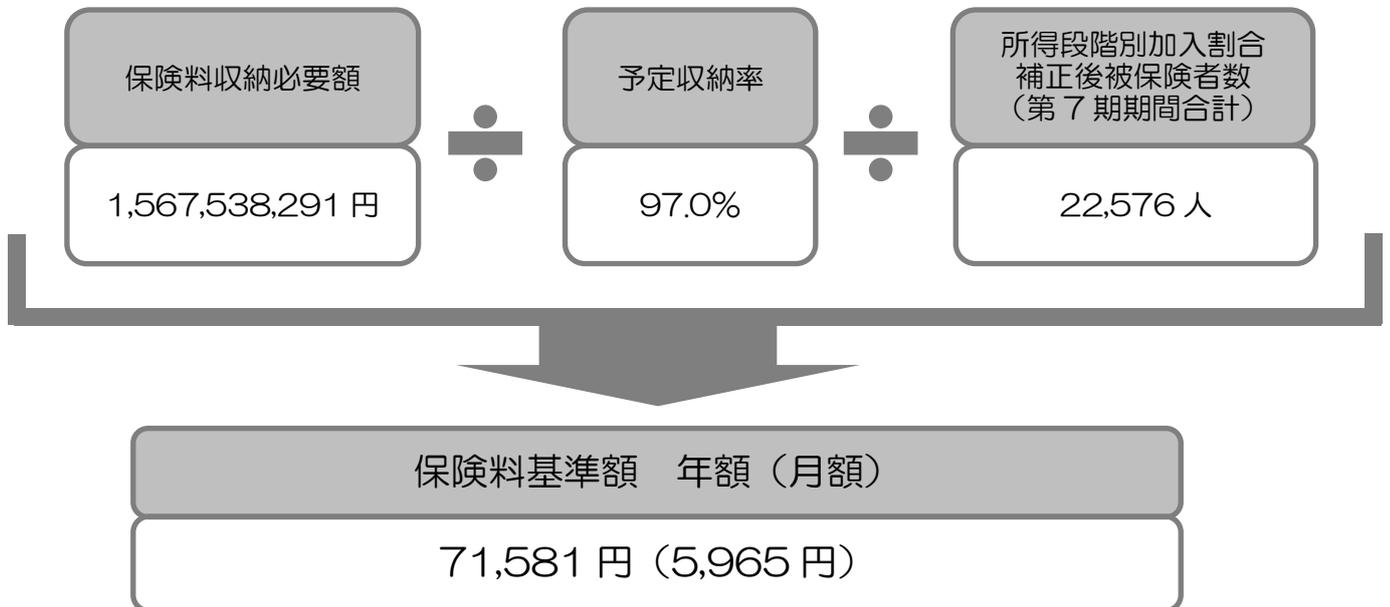
第7期計画での保険料収納必要額は以下のとおりとなります。



②第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料は、保険料収納必要額を予定収納率で調整後、所得段階別加入割合で補正した被保険者数で割って算出します。

第7期計画での第1号被保険者の保険料基準額は以下のとおりとなります。



(6) 所得段階別保険料

第7期計画における所得段階別の第1号被保険者の保険料は、以下のとおりとなります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金の受給者または世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円以下の人	×0.45	2,700円	32,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円を超え120万円以下の人	×0.65	3,900円	46,800円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が120万円超の人	×0.75	4,500円	54,000円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円以下の人	×0.90	5,400円	64,800円
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階以外の人	×1.00	6,000円	72,000円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	7,200円	86,400円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	×1.30	7,800円	93,600円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	×1.50	9,000円	108,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	×1.70	10,200円	122,400円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	×1.90	11,400円	136,800円

※算出した保険料額に100円未満の端数金額が生じる場合は切り捨てになります。

(7) 低所得者に対する配慮

介護保険料の徴収にあたり、災害や所得激減等の特別な理由により、保険料の支払いが困難になった場合に、保険料の減免ができることとなっています。

利用者負担は、国の制度にあわせて補足的給付を行い、所得に応じて負担上限額を一般の場合より低く設定（高額介護サービス費）するほか、介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護等での居住費や滞在費、食費等の自己負担額の軽減を行います（特定入所者介護サービス費）。

また、補足的給付の制度を補てんするものとして、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の拡充が図られています。

災害や所得激減等の特別な理由により利用料負担が困難であると認められる人については、利用者負担の軽減措置を講じることとされており、引き続き国が実施している利用者負担の軽減措置にあわせて実施していきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理及び点検体制

計画の実現に向けて、事業計画策定部会員を中心に年度ごとの高齢者福祉サービス事業、介護保険事業の達成状況を点検しながら、本計画の進捗状況の把握と評価を行います。

2 地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会の設置

各種団体や医療、福祉、介護関係者を構成委員とする地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を設置し、計画期間における地域包括支援センターの運営状況や地域密着型サービスに係る事業の実施事項を、それぞれ審議します。

1 多可町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

○多可町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 11 月 1 日告示第 57 号

改正

平成 29 年 3 月 31 日告示第 29 号

多可町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 多可町における多可町老人保健福祉計画及び多可町介護保険事業計画を策定するため、多可町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は 21 名以内とする。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表
- (3) 被保険者の代表
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 第 1 条の所掌事務を行うに当たり、必要があるときは、委員会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、介護保険主管課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 29 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、第 5 条の規定による改正後の多可町公営住宅審議会設置要綱の規定、第 17 条の規定による改正後の多可町宅地購入希望情報提供制度実施要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2 多可町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属 等
松 本 壽 朗	多可町区長会
岡 本 文 穂	多可町民生委員児童委員協議会
藤 浦 重 美	多可町婦人会
細 尾 重 信	多可町老人クラブ連合会
宮 脇 佐多子	多可町老人クラブ連合会
藏 本 繁 子	多可町介護者の会
矢 持 健	西脇市多可郡医師会
棚 倉 善 正	西脇市多可郡歯科医師会
藤 田 肇 秀	西脇市多可郡薬剤師会
藤 田 朋 子	多可町社会福祉協議会
西 村 一 男	介護保険施設サービス事業者代表
大 西 康 徳	地域密着型サービス事業者代表
遠 藤 良 介	多可町ケアマネ会代表
辻 誠 一	多可町議会生活環境常任委員会 (H29.11.13 まで)
大 山 由 郎	多可町議会生活環境常任委員会 (H29.11.30 から)
西 田 俊 哉	加東健康福祉事務所所長補佐兼監査福祉課長

【オブザーバー】

氏 名	所 属 等
松 浦 尊 麿	多可町医療・保健・福祉統括参与

多可町 高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)

発行：多可町

〒679-1114

兵庫県多可郡多可町中区岸上 281-51

TEL：0795-32-5151

FAX：0795-32-1937

発行年月：平成30年3月